【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年7月29日提出
【発行者名】	住信アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長　平 田 誠 一
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲2丁目3番1号
【事務連絡者氏名】	投信業務部長　橋 詰 廣 志
【電話番号】	03-6259-3801
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	すみしん DC新興国株式インデックス・オープン
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	上限2,000億円
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

すみしん DC新興国株式インデックス・オープン

（以下「本ファンド」、「当ファンド」または「ファンド」ということがあります。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

本ファンドについて、委託者である住信アセットマネジメント株式会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

本ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

2,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額※とします。

※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をそのときの受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組み入れる有価証券等の値動きにより、日々変動します。なお、基準価額は、翌日の日本経済新聞に掲載されます（表示は1万口当たりに換算した価額で行われます。）。また、委託者および指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）で入手できますので、委託者または指定販売会社（以下「販売会社」ということがあります。）にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、以下の通りです。

＜お問い合わせ先＞

住信アセットマネジメント株式会社

ホームページ：http://www.sumishinam.co.jp/

フリーダイヤル：0120-417434

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時とします。）

(5)【申込手数料】

ありません。

(6)【申込単位】

1円以上1円単位

(7)【申込期間】

継続募集期間

平成23年7月31日から平成24年7月30日まで

※継続募集を行う期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を関東財務局長に提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

委託者にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、前記「(4)発行（売出）価格」に記載されている先と同じです。

(9)【払込期日】

取得申込者は、取得申込みに係る金額を指定販売会社が指定する期日までに申込みの指定販売会社に支払うものとします。各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に住信アセットマネジメント株式会社（以下「委託者」または「委託会社」ということがあります。）の指定する口座を経由して、住友信託銀行株式会社（以下「受託者」または「受託会社」ということがあります。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込みの指定販売会社とします。指定販売会社については、委託者にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、前記「(4)発行（売出）価格」に記載されている先と同じです。

(11)【振替機関に関する事項】

本ファンドの受益権に係る振替機関は、下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

振替受益権について

本ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

本ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

投資信託振替制度においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステムの帳簿（振替口座簿）への記載・記録によって行われますので、やむを得ない事情等がある場合を除き、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

取引所に上場されている新興国の株式（ＤＲ（預託証券）を含みます。）に投資し、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）に連動する投資成果を目指します。

なお、信託金の限度額は、2,000億円とします。ただし、委託者は、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

？ ＤＲ（預託証券）とは

ＤＲ（預託証券）とは、ある国の企業の株式を海外でも流通させるために、その会社の株式を銀行等に預託し、その代替として海外で発行する証券のことで、株式と同様に取引所等で取引されます。

ファンドの特色

１．取引所に上場されている新興国の株式（ＤＲ（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、ファミリーファンド方式で運用を行います。

・原則として、為替ヘッジは行いません。

ファンドのしくみ

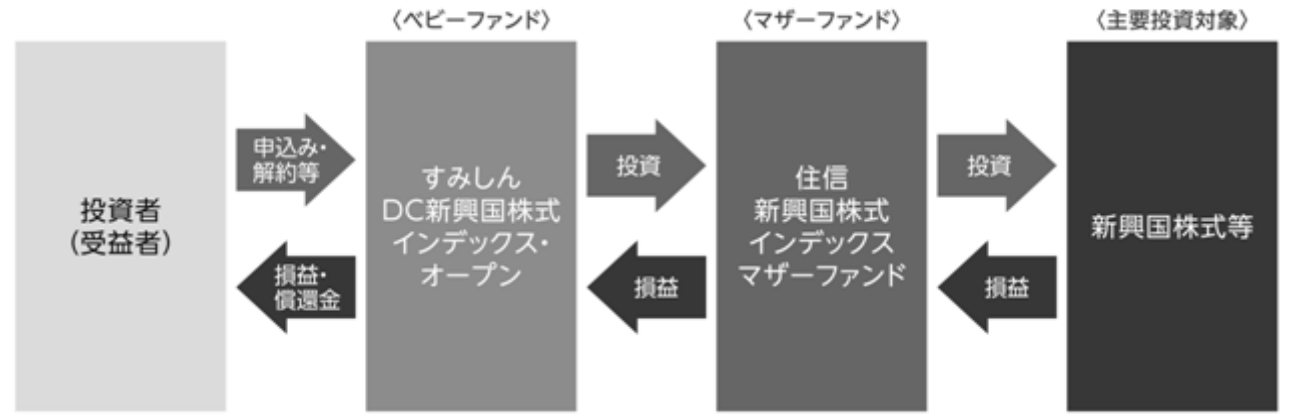

※マザーファンドの運用にあたっては、企業年金の運用等で国内外から定評のある住友信託銀行からモデルポートフォリオの提示等の投資助言を受けます。

？ ファミリーファンド方式とは

ファミリーファンド方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金を、ベビーファンドごとにまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行うしくみです。

〈マザーファンドの概要〉

マザーファンド	主な投資対象・投資地域	運用の基本方針
住信 新興国株式インデックス マザーファンド	取引所に上場されている新興国の株式(DR(預託証券)を含みます。)	この投資信託は、主として取引所に上場されている新興国の株式(DR(預託証券)を含みます。)に投資し、MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)に連動する投資成果を目標として運用を行います。

2．MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）に連動する投資成果を目指します。

？ MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）とは

インデックスの概要
(2011年5月31日現在)

構成国	21ヵ国
構成銘柄数	808銘柄
時価総額	約324兆円

地域別構成比

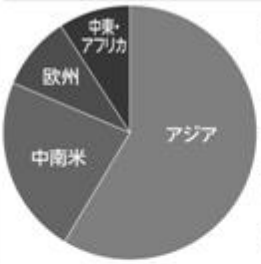

アジア(58.7%)	中国／インド／タイ／インドネシア 韓国／マレーシア／台湾／フィリピン
中南米(22.8%)	ブラジル／チリ／コロンビア／ペルー メキシコ
欧州(9.3%)	ロシア／ポーランド／チェコ／ハンガリー
中東・アフリカ(9.2%)	南アフリカ／エジプト／モロッコ／トルコ

(出所)MSCI社のデータをもとに住信アセットマネジメント作成
※時価総額は米国ドル建てデータを当該日の三菱東京UFJ銀行の為替データをもとに住信アセットマネジメントが円換算しています。
※地域別構成比は端数処理の関係で合計値が100%とならない場合があります。
※「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」とは、世界の新興国の株価動向を測るために、MSCI社が開発した株価指数で、各国の株式市場の時価総額等をベースに算出されます。同指数に関する商標・著作権等の知的財産権、数値の算出、利用その他一切の権利はMSCI社に帰属します。「円換算ベース」とは、米ドルベースのインデックスをもとに、住信アセットマネジメント株式会社が独自に円換算したものです。

分配方針

- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益等の全額とします。
- 原則として、毎年5月10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益の分配を行います。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。市況動向の影響を受けて変動するため、あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。

！ 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

資金動向および市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、前記のような運用ができない場合があります。

［ファンドの商品分類］

本ファンドは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。
本ファンドの商品分類・属性区分に該当しない定義については、社団法人投資信託協会のホームページ

（http://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

①商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	補足分類
単位型投信 **追加型投信**	国内 **海外** 内外	**株式** 債券 不動産投信 その他資産 （　） 資産複合	**インデックス型** 特殊型

（注）本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

［分類における定義］

分類項目	該当分類	分類の定義
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 （収益の源泉）	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

②属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （株式 一般）） 資産複合 （　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリー ファンド ファンド・オブ ・ファンズ	あり （　） なし	日経225 TOPIX その他 （MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース））

（注）本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

［区分における定義］

区分項目	該当区分	定義
投資対象資産	その他資産 （投資信託証券（株式 一般））	目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり（投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものをいいます。）、実質的に主として株式 一般（大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。）に投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	エマージング	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資する旨の記載があるものをいいます。
為替ヘッジ	なし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	その他 （MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース））	目論見書または投資信託約款において、日経225またはTOPIXにあてはまらない指数（本ファンドにおいては、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース））に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

(2)【ファンドの沿革】

平成20年12月12日	本ファンドの主要投資対象である「住信 新興国株式インデックス マザーファンド」の投資信託契約締結、設定、運用開始
平成21年9月17日	本ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

（イ）本ファンドの関係法人図

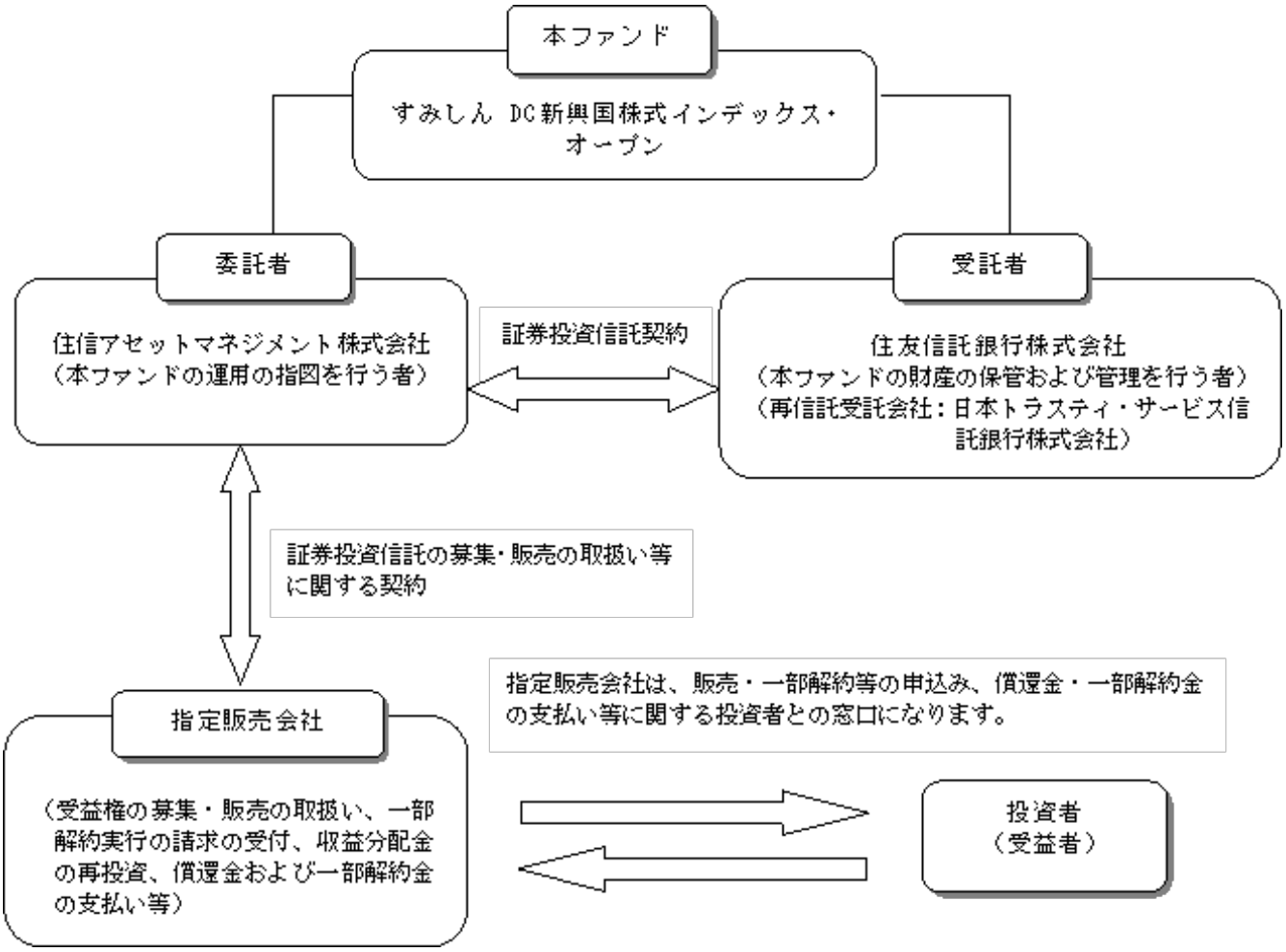

（ロ）委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

①受託者との投資信託契約

受託者とは、受益者の利殖に資する目的で、投資信託約款の通り投資信託契約を締結しております。

②指定販売会社との証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託者は、指定販売会社に対し、次の業務を委託し、指定販売会社はこれを引き受けます。

1)受益権の募集・販売の取扱い
2)追加設定の申込受付事務
3)受益者に対する収益分配金の再投資事務
4)受益者に対する一部解約等の事務
5)受益者に対する一部解約金および償還金の支払事務
6)受益者に対する運用報告書の交付
7)その他前記の業務に付随する業務

指定販売会社によって引き受ける業務が異なる場合があります。

（ハ）委託会社等の概況

①資本金

平成23年5月31日現在　　3億円

②会社の沿革

昭和61年11月 1日　住信キャピタルマネジメント株式会社設立
昭和62年 2月20日　投資顧問業の登録
昭和62年 9月 9日　投資一任契約に係る業務の認可
平成 2年10月 1日　住信投資顧問株式会社に商号変更
平成11年 2月15日　住信アセットマネジメント株式会社に商号変更
平成11年 2月25日　証券投資信託委託業の認可
平成19年 9月30日　金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録
（登録番号：関東財務局長（金商）第347号）

③大株主の状況（平成23年5月31日現在）

名　　称	住　　所	持株数	持株比率
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜4-5-33	1,800株	30.0%
すみしん不動産株式会社	東京都中央区八重洲2-3-1	1,500株	25.0%
住信保証株式会社	東京都中央区日本橋本町4-11-5	1,200株	20.0%
住信カード株式会社	東京都中央区日本橋本町4-11-5	1,200株	20.0%
住信情報サービス株式会社	大阪府豊中市新千里西町1-1-3	300株	5.0%
合計		6,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

（イ）基本方針

本ファンドは、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）にもとづく確定拠出年金制度のための専用ファンドとして、主として「住信 新興国株式インデックス マザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」ということがあります。）への投資を通じて、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）に連動する投資成果を目標として運用を行います。

（ロ）運用方法

①投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場されている新興国の株式（ＤＲ（預託証券）を含みます。）等に直接投資することがあります。

②投資態度

1)主として、マザーファンド受益証券に投資し、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）に連動する投資成果を目標として運用を行います。

2)株式（ＤＲ（預託証券）を含みます。）の実質組入比率は、原則として、高位を維持します。

3)実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。

4)投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引、金利に係るオプション取引、通貨に係る先物取引および通貨に係るオプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類

似の取引を行うことができます。また、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引、ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

5)ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

（参考）「住信 新興国株式インデックス マザーファンド」の概要

１．基本方針

この投資信託は、主として取引所に上場されている新興国の株式（ＤＲ（預託証券）を含みます。）に投資し、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）に連動する投資成果を目標として運用を行います。

２．運用方法

(1)投資対象

取引所に上場されている新興国の株式（ＤＲ（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。なお、MSCI エマージング・マーケット・インデックスの騰落率に償還価格が概ね連動する債券を活用することがあります。

(2)投資態度

①主として、取引所に上場されている新興国の株式（ＤＲ（預託証券）を含みます。）に投資し、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）に連動する投資成果を目標として運用を行います。なお、MSCI エマージング・マーケット・インデックスの騰落率に償還価格が概ね連動する債券を活用することがあります。

②株式（ＤＲ（預託証券）を含みます。）の組入比率は、原則として、高位を維持します。

③組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。

④投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引、金利に係るオプション取引、通貨に係る先物取引および通貨に係るオプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。また、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引、ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

⑤ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

３．運用制限

①株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(2)【投資対象】

（イ）本ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（ロ）委託者は、信託金を主として、住信アセットマネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結された「住信 新興国株式インデックス マザーファンド」の受益証券ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1.株券または新株引受権証書

2.国債証券

3.地方債証券

4.特別の法律により法人の発行する債券

5.社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6.資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8.協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9.資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10.コマーシャル・ペーパー

11.新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12.外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの

13.投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14.投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15.外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16.オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

17.預託証書（金融商品取引法第2条第１項第20号で定めるものをいいます。）

18.外国法人が発行する譲渡性預金証書

19.指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20.抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22.外国の者に対する権利で第21号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

（ハ）委託者は、信託金を、前記（ロ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1.預金

2.指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3.コール・ローン

4.手形割引市場において売買される手形

5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6.外国の者に対する権利で第5号の権利の性質を有するもの

（ニ）前記（ロ）の規定にかかわらず、本ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、前記（ハ）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

実質的な運用を行うマザーファンドの運用体制は、以下の通りであり、そのベビーファンドである本ファンドも同様の運用体制となっております。記載された体制、会議・部署の名称、人員等は、本書提出日現在のものであり、今後変更されることがあります。

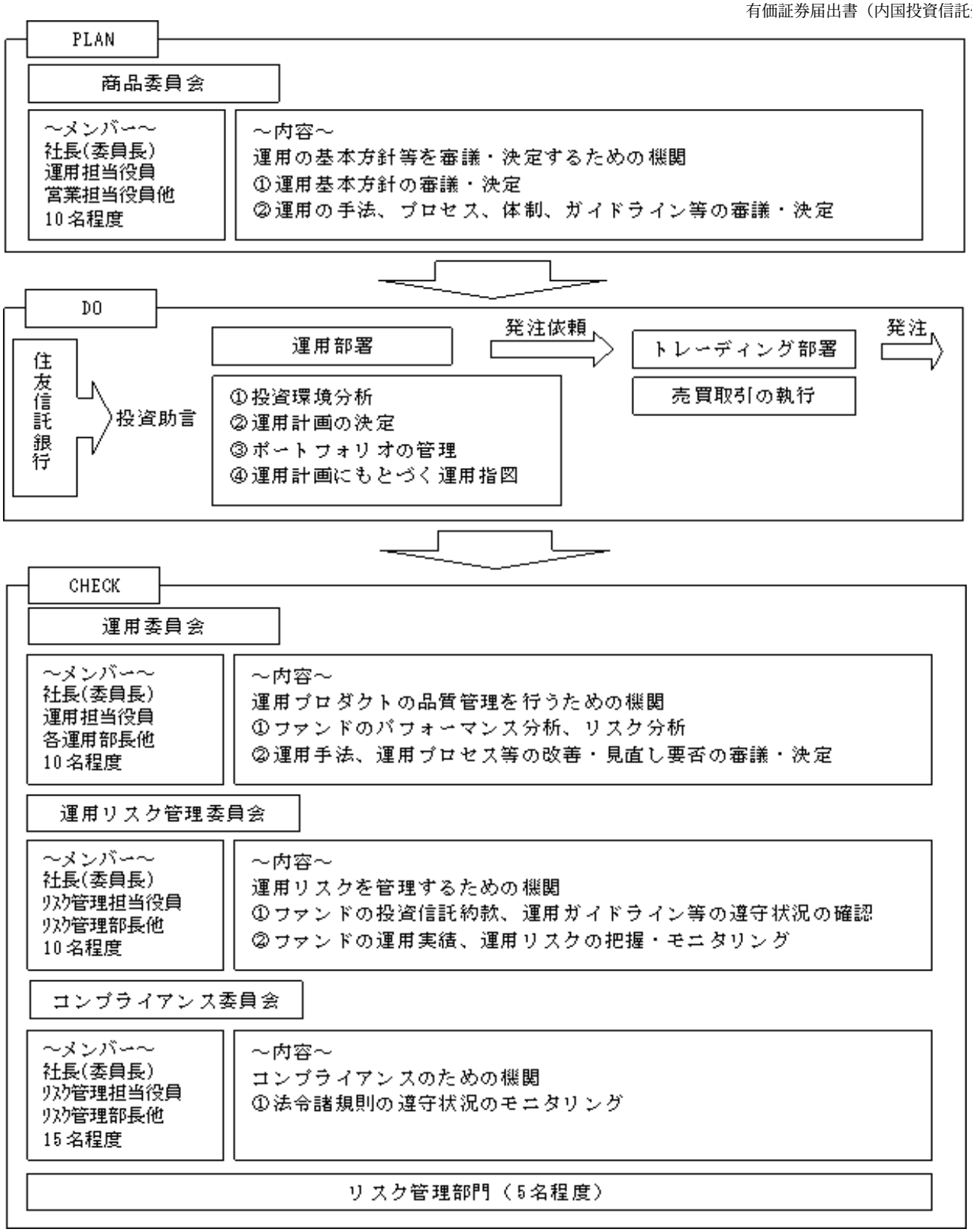

(4)【分配方針】

（イ）分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針にもとづき、分配を行います。

①分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

委託者が、基準価額水準等を考慮して分配金額を決定します。

③留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断にもとづき、元本部分と同一の運用を行います。

（ロ）収益の分配

①投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1)配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2)売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(5)【投資制限】

（イ）投資信託約款にもとづく投資制限

①株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。（投資信託約款の「運用の基本方針」）

②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。（投資信託約款の「運用の基本方針」）

③投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）

④委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。前文の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。（投資信託約款第19条）

⑤委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。（投資信託約款第20条）

1.投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

2.株式分割により取得する株券

3.有償増資により取得する株券

4.売出しにより取得する株券

5.投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券

6.投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ならびに投

資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（第5号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑥委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことを指図することができます。また、委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。（投資信託約款第21条）

⑦委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことを指図することができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。（投資信託約款第22条）

⑧委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことを指図することができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額と、マザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産に係るヘッジ対象とする金利商品（以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額を超えないものとします。また、為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額と、マザーファンドの投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産に係るヘッジ対象とする外貨建資産（以下「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。）の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額を超えないものとします。（投資信託約款第23条）

⑨委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。（投資信託約款第24条）

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

⑩委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。この指図は、投資信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額と、投資信託財産に係る為替の売予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。（投資信託約款第26条）

⑪委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。また、一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。また、収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。なお、借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。（投資信託約款第32条）

※前記①から③における「実質投資割合」とは、本ファンドの投資信託財産の純資産総額に対する、本ファンドの投資信託財産に属する前記①から③に掲げる当該各資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該各資産の時価総額のうち本ファンドの投資信託財産に属するとみなした額の合計額の割合をいいます。また、「本ファンドの投資信託財産に属するとみなした額」とは、本ファンドの投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。前記⑦、⑧および⑩における「投資信託財産に属するとみなした額」も同様です。

（ロ）法律等で規制される取引等

委託者は、「金融商品取引法」および「投資信託及び投資法人に関する法律」等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図その他の業務を遂行しなければなりません。関係法令に定める運用上の禁止行為または規制事項のうち後記される利害関係人との取引制限を除く主なものは以下の通りです。

＜同一の法人の発行する株式への投資制限＞（投資信託及び投資法人に関する法律）

運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する同一の法人の発行する株式に係る議決権の総数が、当該法人の総発行株式の数に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図してはならない。

＜デリバティブ取引に係る投資制限＞（金融商品取引業等に関する内閣府令）

投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託者が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはならない。

3【投資リスク】

（イ）本ファンドのもつ主なリスク

投資信託商品はリスク商品であり、投資元本は保証されていません。また、収益や利回り等も未確定の商品です。したがいまして、以下に記載する本ファンドのリスク要因を十分にご理解頂いたうえ、本ファンドの受益権への取得申込みを行ってください。なお、本ファンドは、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構による保護の対象ではなく、また、第一種金融商品取引業を行う者以外でご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

①本ファンドは値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。本ファンドの運用による損益は、すべて本ファンドの受益者に帰属します。

②基準価額の変動要因

1)株価変動リスク

株式の価格は、発行者の業績、経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動し、基準価額の変動要因となります。

2)為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

3)カントリーリスク

新興国で発行される有価証券等、または新興国現地通貨建資産の価格は、当該国・地域の政治・経済、社会制度、対外関係等の変化により大きく変動する可能性があり、基準価額の変動要因となります。

4)流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、基準価額の変動要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

③その他の留意点

1) 本ファンドは、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）の値動きに連動することをめざしますが、本ファンドへの入出金、組入比率、本ファンドの銘柄ごとの実質組入比率と指数の構成銘柄比率に差異が生ずること、売買コストや信託報酬等の影響などから、前記インデックスと連動しないことがあります。

2)本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用するため、マザーファンドに対し、同じマザーファンドに投資する他のベビーファンドによる追加設定および一部解約等があり、マザーファンドにおいて有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。

3)本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

4) 分配金は信託財産から支払われるため、分配金支払い後の信託財産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。

本ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益や売買益等）を超えて分配を行う場合があり、分配金の水準は必ずしも当該計算期間の収益率を示すものではありません。またこの場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

受益者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

（ロ）リスクの管理体制

委託者におけるリスクマネジメント体制

・委託者では、運用各部から独立した部署によって、ファンドの運用状況や運用ガイドライン、法令等の遵守状況についてモニタリングを行っています（運用を再委託しているファンドも含みます。）。

・モニタリング結果は、原則月1回（必要に応じ随時）開催される運用リスクの管理に関する委員会に報

告され、委員会は適切な運用リスク管理に必要な措置を講じることとしています。

４【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬総額	配分		
	委託者	指定販売会社	受託者
純資産総額に対して 年率0.735% （税抜※0.70%）	純資産総額に対して 年率0.378% （税抜※0.36%）	純資産総額に対して 年率0.294% （税抜※0.28%）	純資産総額に対して 年率0.063% （税抜※0.06%）

※「税抜」における「税」とは、消費税等をいいます。以下同じ。

信託報酬は信託期間を通じて毎日計算し、投資信託財産の費用として計上します。

上記により日々計算された信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁するものとします。マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

(4)【その他の手数料等】

（イ）投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用（消費税等を含みます。）ならびに受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。投資信託約款の定めにもとづいて、資金の借入れを行う場合の利息も同様です。負担の水準・計算方法は、個別の費用・税金等により異なり、実費での負担（運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。）となります。（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）

マザーファンドの解約に伴う信託財産留保金※も本ファンドが負担します。

※「信託財産留保金（以下「信託財産留保額」ということがあります。）」とは、償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から頂く一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。以下同じ。

（ロ）証券取引に伴う売買委託手数料等の手数料（消費税等を含みます。）または税金、先物・オプション取引に要する費用（消費税等を含みます。）、組入資産の保管に要する費用（消費税等を含みます。）等は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。負担の水準・計算方法は、個別の費用・税金等により異なり、実費での負担（運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。）となります。（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）

（ハ）投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

(5)【課税上の取扱い】

・本ファンドは、課税上は、株式投資信託として取り扱われます。なお、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

・本ファンドは、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）にもとづく確定拠出年金制度専用ファンドです。税法もしくは確定拠出年金法が改正された場合は、下記の内容が変更されることがあります。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会である場合は、所得税および地方税はかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

・税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

（平成23年5月31日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
住信 新興国株式インデックス マザーファンド	日本	823,671,945	100.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3,556	0.00
合計(純資産総額)		823,675,501	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。
(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考情報)

住信 新興国株式インデックス マザーファンドの投資状況

（平成23年5月31日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	ブラジル	1,452,042,203	13.70
	韓国	1,401,276,686	13.22
	台湾	1,092,232,207	10.30
	中国	955,620,076	9.01
	南アフリカ	691,991,902	6.53
	ロシア	641,374,890	6.05
	インド	635,580,127	6.00
	メキシコ	436,758,784	4.12
	香港	380,442,820	3.59
	ケイマン島	300,707,641	2.84
	マレーシア	269,570,812	2.54
	インドネシア	263,361,797	2.48
	タイ	174,369,927	1.64
	チリ	169,855,860	1.60
	ポーランド	158,872,542	1.50
	トルコ	136,302,624	1.29
	バミューダ	88,687,652	0.84
	フィリピン	61,507,854	0.58
	コロンビア	58,507,880	0.55
	ハンガリー	48,088,632	0.45
	エジプト	39,451,528	0.37
	チェコ	35,605,866	0.34
	アメリカ	18,749,680	0.18
	ペルー	18,070,958	0.17

	モロッコ	12,863,266	0.12
	ルクセンブルグ	3,708,542	0.03
	小計	9,545,602,756	90.05
投資信託受益証券	南アフリカ	22,531,154	0.21
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,032,742,749	9.74
合計(純資産総額)		10,600,876,659	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。
(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】(平成23年5月31日現在)

①【投資有価証券の主要銘柄】

a．投資有価証券の主要銘柄

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	住信 新興国株式インデックス マザーファンド	435,782,205	1.8887	823,075,486	1.8901	823,671,945	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。
(注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

b．投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.00
合計	100.00

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

c．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考情報)

住信 新興国株式インデックス マザーファンドの投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

a．投資有価証券の主要銘柄

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率 (%)
ブラジル	株式	PETROLEO BRASILEIRO S.A.-ADR	エネルギー	83,356	2,881.59	240,198,064	2,793.59	232,862,921	2.20

韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	半導体・半導体製造装置	3,316	61,830.71	205,030,649	66,476.79	220,437,068	2.08
ブラジル	株式	VALE SA-SP-ADR	素材	82,992	2,690.84	223,318,901	2,578.45	213,991,087	2.02
ロシア	株式	GAZPROM OAO-SPON ADR	エネルギー	161,339	980.13	158,134,241	1,160.62	187,254,560	1.77
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	727,389	187.85	136,647,045	211.78	154,047,897	1.45
ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO HOLDING SA-ADR	銀行	80,636	1,957.92	157,879,147	1,821.41	146,871,829	1.39
香港	株式	CHINA MOBILE (HONG KONG) LIMITED-R	電気通信サービス	178,000	826.05	147,037,059	726.96	129,398,880	1.22
メキシコ	株式	AMERICA MOVIL-ADR SERIES L	電気通信サービス	29,586	4,653.83	137,688,368	4,234.87	125,293,065	1.18
中国	株式	IND&COMM BK OF CHINA-H	銀行	1,775,515	66.32	117,769,253	66.35	117,808,971	1.11
ブラジル	株式	BANCO BRADESCO-SPONSORED ADR	銀行	71,908	1,680.70	120,856,065	1,595.76	114,748,082	1.08
香港	株式	CNOOC LTD-R	エネルギー	542,000	183.38	99,392,745	198.64	107,662,880	1.02
中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	1,370,620	78.47	107,555,117	75.19	103,059,659	0.97
インド	株式	INFOSYS TECHNOLOGIES-SP ADR	ソフトウェア・サービス	19,607	5,462.45	107,102,307	4,986.25	97,765,442	0.92
インド	株式	RELIANCE INDS-SPONS GDR 144A	エネルギー	28,551	3,846.37	109,817,954	3,392.91	96,871,144	0.91
韓国	株式	HYUNDAI MOTOR CO	自動車・自動車部品	4,565	13,815.83	63,069,305	18,724.80	85,478,712	0.81
中国	株式	BANK OF CHINA LTD-H	銀行	1,807,200	46.13	83,379,631	44.20	79,878,240	0.75
南アフリカ	株式	MTN GROUP LTD	電気通信サービス	47,822	1,503.38	71,894,664	1,664.23	79,587,285	0.75
インド	株式	ICICI BANK LTD-SPON ADR	銀行	20,715	4,254.18	88,125,477	3,805.40	78,828,943	0.74
ロシア	株式	SBERBANK OF RUSSIA-GDR REGS	銀行	2,556	31,939.84	81,638,246	29,300.03	74,890,902	0.71
ブラジル	株式	COMPANHIA DE BEBIDAS-PRF ADR	食品・飲料・タバコ	29,033	2,239.56	65,021,354	2,549.33	74,014,918	0.70
南アフリカ	株式	SASOL LTD	エネルギー	17,173	4,070.22	69,897,984	4,253.77	73,050,060	0.69
台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	257,800	323.66	83,439,598	282.00	72,699,600	0.69
インド	株式	HDFC BANK LTD-ADR	銀行	5,532	13,900.50	76,897,590	13,024.10	72,049,356	0.68
ロシア	株式	LUKOIL-SPON ADR	エネルギー	14,106	4,827.98	68,103,540	5,055.00	71,305,830	0.67
中国	株式	PETROCHINA CO LTD-H	エネルギー	624,000	106.76	66,620,098	113.77	70,996,224	0.67
ケイマン島	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	ソフトウェア・サービス	30,800	1,955.03	60,214,938	2,269.28	69,893,824	0.66
台湾	株式	HTC CORPORATION	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	21,172	2,368.58	50,147,710	3,299.39	69,854,896	0.66
中国	株式	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	保険	232,000	352.63	81,811,534	279.76	64,904,320	0.61
韓国	株式	POSCO	素材	1,914	35,733.20	68,393,350	32,448.79	62,107,003	0.59
コロンビア	株式	BANCOLOMBIA S.A.-SPONS ADR	銀行	11,112	5,162.29	57,363,465	5,265.28	58,507,880	0.55

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

b．投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)

株式	90.05
投資信託受益証券	0.21
合計	90.26

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

c．投資株式の業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	エネルギー	13.00
		素材	13.39
		資本財	5.31
		商業・専門サービス	0.02
		運輸	1.30
		自動車・自動車部品	2.87
		耐久消費財・アパレル	1.12
		消費者サービス	0.41
		メディア	0.90
		小売	1.69
		食品・生活必需品小売り	1.69
		食品・飲料・タバコ	3.58
		家庭用品・パーソナル用品	0.50
		ヘルスケア機器・サービス	0.17
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	0.60
		銀行	16.39
		各種金融	1.92
		保険	2.35
		不動産	1.19
		ソフトウェア・サービス	2.39
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.88
		電気通信サービス	6.70
		公益事業	3.40
		半導体・半導体製造装置	5.28
合計			90.05

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

資産の種類	資産の名称	取引所	買建／売建	通貨	数量	簿価金額（現地通貨）	評価金額（現地通貨）	評価金額（円）	投資比率（%）

株価指数先物取引	MSCI EMERG	シカゴ商業取引所	買建	アメリカドル	138	8,024,191	7,934,310	641,726,992	6.05
	MSCI EMERG M	ニューヨーク証券取引所	買建	アメリカドル	82	4,661,659	4,714,180	381,282,878	3.60

（注）評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
第1期計算期間末 (平成22年 5月10日)	(分配付) (分配落)	1,096,658 1,096,658	(分配付) (分配落)	1.0248 1.0248
第2期計算期間末 (平成23年 5月10日)	(分配付) (分配落)	315,239,650 315,239,650	(分配付) (分配落)	1.1363 1.1363
平成22年 5月末日		8,969,453		1.0022
6月末日		10,505,775		0.9760
7月末日		28,402,214		1.0343
8月末日		56,209,131		0.9873
9月末日		69,976,848		1.0814
10月末日		95,797,318		1.0797
11月末日		105,004,003		1.1066
12月末日		126,730,408		1.1278
平成23年 1月末日		187,371,023		1.1174
2月末日		178,067,410		1.0909
3月末日		291,067,247		1.1745
4月末日		307,185,528		1.2042
5月末日		823,675,501		1.1318

②【分配の推移】

期　間	1口当たりの分配金(円)
第1期計算期間（平成21年 9月17日～平成22年 5月10日）	0.0000
第2期計算期間（平成22年 5月11日～平成23年 5月10日）	0.0000

③【収益率の推移】

期　間	収益率(%)
第1期計算期間（平成21年 9月17日～平成22年 5月10日）	2.5
第2期計算期間（平成22年 5月11日～平成23年 5月10日）	10.9

(注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額（分配付）から前計算期間末の基準価額（分配落）を控除した額を前計算期間末の基準価額（分配落）で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

（参考情報）

当初設定日：2009年9月17日

作成基準日：2011年5月31日

基準価額・純資産の推移

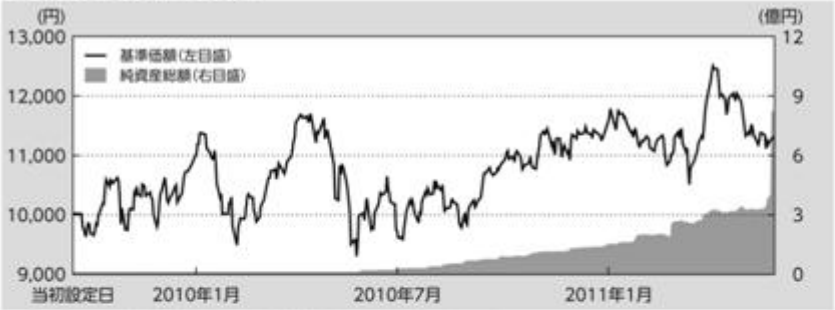

※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

基準価額	11,318円
純資産総額	824百万円

〈基準価額の騰落率〉

1ヶ月	-6.01%
3ヶ月	3.75%
6ヶ月	2.28%
1年	12.93%
3年	－
5年	－
設定来	13.18%

※上記は作成基準日からの期間です。

分配の推移（1万口当たり、税引前）

設定来分配金合計額:0円

決算期	2010年5月	2011年5月	－	－	－
分配金	0円	0円	－	－	－

※分配金額は株価、金利、為替などの変動の影響を受けて変動し、分配対象額が少額の場合、分配を行わないことがあります。

主要な資産の状況

銘柄名	国／地域	種類	業種	実質投資比率
PETROLEO BRASILEIRO S.A.-ADR	ブラジル	株式	エネルギー	2.2%
SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	韓国	株式	半導体・半導体製造装置	2.1%
VALE SA-SP-ADR	ブラジル	株式	素材	2.0%
GAZPROM OAO-SPON ADR	ロシア	株式	エネルギー	1.8%
TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	台湾	株式	半導体・半導体製造装置	1.5%
ITAU UNIBANCO HOLDING SA-ADR	ブラジル	株式	銀行	1.4%
CHINA MOBILE (HONG KONG) LIMITED-R	香港	株式	電気通信サービス	1.2%
AMERICA MOVIL-ADR SERIES L	メキシコ	株式	電気通信サービス	1.2%
IND&COMM BK OF CHINA-H	中国	株式	銀行	1.1%
BANCO BRADESCO-SPONSORED ADR	ブラジル	株式	銀行	1.1%

年間収益率の推移（暦年ベース）

※2009年は当初設定日から年末までの収益率です。また、2011年は年初から作成基準日までの収益率です。
※2002年～2008年は、ファンドのベンチマークである「MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)」の年間収益率です。
※ベンチマークの年間収益率は国内の取引所の営業日に準じて算出しております。
※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、委託者のホームページでご確認いただけます。

(4)【設定及び解約の実績】

期　間	設定口数（口）	解約口数（口）	受益権総口数（口）
第1期計算期間 （平成21年 9月17日～平成22年 5月10日）	1,117,455	47,384	1,070,071

第2期計算期間 (平成22年 5月11日～平成23年 5月10日)	299,469,510	23,104,351	277,435,230

(注)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

本ファンドの受益権の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された本ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（イ）申込手続

①本ファンドの受益権の取得申込者は、指定販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行います。

②取得申込みは、申込期間における毎営業日に、指定販売会社の営業所等で受け付けます。ただし、ニューヨーク、ロンドンもしくは香港の銀行休業日またはニューヨーク、ロンドンもしくは香港の取引所の休業日においては、取得の申込みを受け付けないものとします。ニューヨーク、ロンドン、香港の銀行および取引所の休業日については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、以下の通りです。

＜お問い合わせ先＞

住信アセットマネジメント株式会社

ホームページ：http://www.sumishinam.co.jp/

フリーダイヤル：0120-417434

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時とします。）

③取得申込みの受付は、原則として、指定販売会社の営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付になります。

④本ファンドの受益権の販売価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

⑤申込代金の払込みについては、指定販売会社が指定する期日までに申込みの指定販売会社に支払うものとします。

⑥本ファンドは、収益の分配がなされた場合、分配金を無手数料で再投資する「自動けいぞく投資コース」専用ファンドです。このため申込みの際、受益権の取得申込者は、指定販売会社との間で別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって、「分配金自動けいぞく投資に関する契約」を締結します。指定販売会社によっては、「自動けいぞく投資約款」、「分配金自動けいぞく投資に関する契約」について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。なお、指定販売会社によっては、定時定額で購入する「自動購入サービス」を利用することもできます。当該サービスを利用する場合には指定販売会社との間で「自動購入サービス」に関する取り決め（指定販売会社によっては、当該契約について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。）を行うものとします。

⑦取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国における非常事態による市場閉鎖その他やむを得ない事情があるときは、指定販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

（ロ）申込単位

1円以上1円単位

（ハ）申込手数料

ありません。

2【換金（解約）手続等】

（イ）受益権の買取請求

本ファンドにおいては、指定販売会社による受益権の買取は行っておりません。ご換金は解約請求制のみとなります。

（ロ）受益権のご解約の請求

ご解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

①受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもってご解約の請求をすることができます。ご解約の請求の受付は、原則として、指定販売会社の営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付になります。ただし、ニューヨーク、ロンドンもしくは香港の銀行休業日またはニューヨーク、ロンドンもしくは香港の取引所の休業日においては、ご解約の請求を受け付けないものとします。ニューヨーク、ロンドン、香港の銀行および取引所の休業日については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、前記「1申込（販売）手続等（イ）申込手続②」に記載されている先と同じです。

②受益者が前記①のご解約の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③委託者は、前記①のご解約の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

④ご解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額（解約価額）とします。信託財産留保金の控除はありません。

⑤確定拠出年金法にもとづく確定拠出年金制度専用ファンドである本ファンドは、ご解約による換金時および償還時の差益が非課税であるため、ご解約のお受取金額は、ご解約価額となります。

⑥解約代金は、原則として、解約請求受付日より起算して6営業日目から指定販売会社の営業所等において支払います。

⑦委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国における非常事態による市場閉鎖その他やむを得ない事情があるときは、前記①によるご解約の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けたご解約の請求の受付を取り消すことができます。

⑧前記⑦により、ご解約の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日のご解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がそのご解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権のご解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご解約の請求を受け付けたものとして、前記④の規定に準じて計算された価額とします。

⑨解約価額に関する投資者の皆様による照会方法等につきましては、指定販売会社にお問い合わせください。指定販売会社については、委託者にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、前記「1申込（販売）手続等（イ）申込手続②」に記載されている先と同じです。

（ハ）換金制限

本ファンドの規模および商品性格などにもとづき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間および金額の制限を行う場合があります。詳細については、指定販売会社にお問い合わせください。指定販売会社については、委託者にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、前記「1申込（販売）手続等（イ）申込手続②」に記載されている先と同じです。

３【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

（イ）基準価額の算出方法

基準価額とは、投資信託財産に属する有価証券（受入担保金代用有価証券を除きます。）、金融商品等のすべての資産を時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した純資産総額を、本ファンドの基準価額計算日における受益権総口数で除した1口当たり純資産価額をいいます。なお、投資信託財産に属する有価証券等の資産の時価評価は、原則として、法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって評価します。

[主要な投資対象の評価方法]

①本ファンドの主要な投資対象であるマザーファンド受益証券の評価方法

原則として、本ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

②マザーファンドの主要な投資対象である株式の評価方法

原則として、取引所における計算時において知り得る直近の日（外国で取引されているものについては、本ファンドの基準価額計算日の前日）の最終相場で評価します。

外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における本ファンドの基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は、原則として、わが国における本ファンドの基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（ロ）基準価額の算出頻度

基準価額は、委託者の営業日において日々算出されます。

（ハ）基準価額に関する投資者による照会方法等

基準価額は、委託者および指定販売会社で入手できます。投資者の皆様による照会方法等につきましては、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、前記「1申込（販売）手続等（イ）申込手続②」に記載されている先と同じです。

なお、基準価額は、翌日の日本経済新聞に掲載されます。ただし、表示は1万口当たりに換算した価額で行われます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成21年9月17日から投資信託約款第4条の規定による信託終了の日までとします。（原則無期限）

(4)【計算期間】

原則として、毎年5月11日から翌年5月10日までとします。なお、当該計算期間終了の該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

（イ）信託の終了

①(a)委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b)委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(c)委託者は、前記(a)および(b)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの

事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(d)前記(c)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(e)前記(c)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(f)前記(c)から(e)までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記(c)から(e)までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

②委託者は、監督官庁より、この投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

③委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、後記「（ロ）投資信託約款の変更等①(b)」の書面決議で否決された場合を除き、この信託はその委託者と受託者との間において存続します。

④受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し信託を終了させます。

（ロ）投資信託約款の変更等

①(a)委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本規定に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

(b)委託者は、前記(a)の事項（前記(a)の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(c)前記(b)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(d)前記(b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(e)書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(f)前記(b)から(e)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(g)前記(a)から(f)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

②委託者は、監督官庁の命令にもとづいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、前記①に記載されている手続きにしたがいます。

（ハ）指定販売会社との証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約の更改等に関する手続

指定販売会社との証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、契約満了日の3ケ月前までに別段の意思表示のないときは、同一条件にて自動的に1年間更新され、以後も同様とします。期間の途中において必要あるときは、契約の一部を変更することができます。

（ニ）運用報告書

委託者は、計算期間の末日ごとおよび償還時に、期間中の運用経過のほか投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、原則として当該投資信託財産に係る知れている受益者に対して交付します。

（ホ）信託事務処理の再信託

受託者は、本ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類にもとづいて所定の事務を行います。

（ヘ）公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（ト）他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

①他の受益者の氏名または名称および住所

②他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

本ファンドの受益者が有する主な権利は、以下の通りです。なお、本ファンドの受益権の1口当たり投資信託財産持分は、すべて均等かつ同一であり、取得申込日の前後等により受益者間で1口当たり持分の差異が生じることはありません。

（イ）収益分配金請求権

本ファンドの収益分配金は、自動的に本ファンドの受益権に再投資されます。受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

※分配金は、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

（ロ）償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、原則として償還日から起算して5営業日目までに受益者に支払います。償還金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行われます。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属するものとします。

（ハ）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、ご解約の請求をすることにより換金する権利を有します。

（ニ）反対者の買取請求権

投資信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

（ホ）帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託者に対し、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

なお、受益者には、受益者集会の権利はありません。

第３【ファンドの経理状況】

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成21年9月17日から平成22年5月10日まで）の財務諸表については、あずさ監査法人により監査を受け、第2期計算期間（平成22年5月11日から平成23年5月10日まで）の財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となりました。

1 【財務諸表】

すみしん ＤＣ新興国株式インデックス・オープン

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 (平成22年５月10日現在)	第2期 (平成23年５月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,205	918,390
親投資信託受益証券	1,094,724	315,139,761
未収入金	98	25,473
流動資産合計	1,098,027	316,083,624
資産合計	1,098,027	316,083,624
負債の部		
流動負債		
未払解約金	―	119,960
未払受託者報酬	110	61,542
未払委託者報酬	1,258	656,390
その他未払費用	1	6,082
流動負債合計	1,369	843,974
負債合計	1,369	843,974
純資産の部		
元本等		
元本	1,070,071	277,435,230
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	26,587	37,804,420
（分配準備積立金）	16,725	7,829,595
元本等合計	1,096,658	315,239,650
純資産合計	1,096,658	315,239,650
負債純資産合計	1,098,027	316,083,624

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 (自 平成21年９月17日 至 平成22年５月10日)	第2期 (自 平成22年５月11日 至 平成23年５月10日)
営業収益		
受取利息	2	151
有価証券売買等損益	27,792	9,453,063
営業収益合計	27,794	9,453,214
営業費用		
受託者報酬	445	74,419
委託者報酬	4,824	798,142
その他費用	1	6,082
営業費用合計	5,270	878,643
営業利益又は営業損失（△）	22,524	8,574,571
経常利益又は経常損失（△）	22,524	8,574,571
当期純利益又は当期純損失（△）	22,524	8,574,571
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	5,799	758,420
期首剰余金又は期首欠損金（△）	―	26,587
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,156	31,500,290
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,156	31,500,290
剰余金減少額又は欠損金増加額	294	1,538,608
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	294	1,538,608
分配金	―	―
期末剰余金又は期末欠損金（△）	26,587	37,804,420

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	第 1 期 （自 平成21年9月17日 至 平成22年5月10日）	第 2 期 （自 平成22年5月11日 至 平成23年5月10日）
1.資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法により親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2.その他	当ファンドの計算期間は、原則として毎年5月11日から翌年5月10日までであります。ただし、第1期計算期間は約款に記載のとおり、平成21年9月17日（設定日）から平成22年5月10日までとなっております。	―

（貸借対照表に関する注記）

	第 1 期 （平成22年5月10日現在）	第 2 期 （平成23年5月10日現在）
1.期首元本額	1,000,000円	1,070,071円
期中追加設定元本額	117,455円	299,469,510円
期中一部解約元本額	47,384円	23,104,351円
2.計算期間末日における受益権の総数	1,070,071口	277,435,230口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

	第 1 期 （自 平成21年9月17日 至 平成22年5月10日）	第 2 期 （自 平成22年5月11日 至 平成23年5月10日）
分配金の計算過程	計算期間末における経費控除後の配当等収益（1円）、経費控除後繰越欠損補填後の有価証券売買等損益（16,724円）、収益調整金（9,862円）及び分配準備積立金（0円）により、分配対象収益は26,587円（1万口当たり248円46銭）でありますが、分配は見送りとさせていただきました。	計算期間末における経費控除後の配当等収益（151円）、経費控除後繰越欠損補填後の有価証券売買等損益（7,816,000円）、収益調整金（29,974,825円）及び分配準備積立金（13,444円）により、分配対象収益は37,804,420円（1万口当たり1,362円63銭）でありますが、分配は見送りとさせていただきました。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

項目	第 1 期 （自 平成21年9月17日 至 平成22年5月10日）	第 2 期 （自 平成22年5月11日 至 平成23年5月10日）

1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、金融商品に対する取組方針は投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	同左
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドは、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に基づく確定拠出年金制度のための専用ファンドとして、主として「住信 新興国株式インデックス マザーファンド」の受益証券への投資を通じて、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）に連動する投資成果を目標として運用を行います。 なお、当ファンドには、以下のリスクがあります。 ・価格変動リスク ・為替変動リスク ・カントリーリスク	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用各部から独立した部署によって、ファンドの運用状況や運用ガイドライン、法令等の遵守状況についてモニタリングを行っております（運用を再委託しているファンドも含みます。）。 モニタリング結果は、原則月1回（必要に応じ随時）開催される運用リスクの管理に関する委員会に報告され、委員会は適切な運用リスク管理に必要な措置を講じることとしております。	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

II 金融商品の時価に関する事項

項目	第 1 期 （平成22年5月10日現在）	第 2 期 （平成23年5月10日現在）
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2.時価の算定方法	a.親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 b.コールローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	a.親投資信託受益証券 同左 b.コールローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	第 1 期 （平成22年5月10日現在）	第 2 期 （平成23年5月10日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	21,923	9,232,867
合　計	21,923	9,232,867

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、決算日現在の評価換え額です。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第 1 期 （平成22年5月10日現在）	第 2 期 （平成23年5月10日現在）
該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第 1 期 （自 平成21年9月17日 至 平成22年5月10日）	第 2 期 （自 平成22年5月11日 至 平成23年5月10日）
当計算期間中に利害関係人との間で、一般の取引条件と同様のもの以外の取引は行っておりません。 また、当ファンドの関連当事者である受託会社及び投資信託委託業者と財務諸表上で開示している報酬等の給付以外の取引は行っておりません。	同左

（1口当たり情報）

第 1 期 （平成22年5月10日現在）	第 2 期 （平成23年5月10日現在）
1口当たり純資産額 ＝ 1.0248円	1口当たり純資産額 ＝ 1.1363円

(4)【附属明細表】（平成23年5月10日現在）

1）有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	銘柄	総口数（口）	評価額（円）
親投資信託受益証券	住信 新興国株式インデックス マザーファンド	166,142,852	315,139,761
合計		166,142,852	315,139,761

2）信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

3）デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「すみしん DC新興国株式インデックス・オープン」は、「住信 新興国株式インデックス マザーファンド」を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、「住信 新興国株式インデックス マザーファンド」の受益証券です。

「住信 新興国株式インデックス マザーファンド」の状況は次の通りです。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

「住信 新興国株式インデックス マザーファンド」の状況

（1）貸借対照表

（単位：円）

	（平成22年 5月10日現在）	（平成23年 5月10日現在）
資産の部		
流動資産		
預金	143,913,893	281,571,100
コール・ローン	1,813,953	119,539,444
株式	5,250,703,790	8,845,563,320
新株予約権証券	48,470	—
投資信託受益証券	10,338,688	17,455,008
派生商品評価勘定	16,000	315,476
未収配当金	21,125,014	31,384,429
未収利息	3	127
差入委託証拠金	92,796,517	516,435,900
流動資産合計	5,520,756,328	9,812,264,804
資産合計	5,520,756,328	9,812,264,804
負債の部		
流動負債		

派生商品評価勘定	18,814,730	28,821,243
未払解約金	81,676,072	4,682,155
流動負債合計	100,490,802	33,503,398
負債合計	100,490,802	33,503,398
純資産の部		
元本等		
元本	3,192,680,765	5,155,487,126
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	2,227,584,761	4,623,274,280
元本等合計	5,420,265,526	9,778,761,406
純資産合計	5,420,265,526	9,778,761,406
負債純資産合計	5,520,756,328	9,812,264,804

(注)「住信 新興国株式インデックス マザーファンド」の計算期間は、原則として毎年11月11日から翌年11月10日までであり、「すみしん DC新興国株式インデックス・オープン」の計算期間とは異なっております。上記の表は、平成22年5月10日及び平成23年5月10日現在の同マザーファンドの貸借対照表です。

（2）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	（自 平成21年9月17日 至 平成22年5月10日）	（自 平成22年5月11日 至 平成23年5月10日）
1.資産の評価基準及び評価方法	（1）株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 （2）新株予約権証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	（1）株式 同左

	（3）投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	（2）投資信託受益証券 同左
	（4）先物取引 個別法に基づき、時価評価しております。	（3）先物取引 同左
	（5）外国為替予約 個別法に基づき、時価評価しております。	（4）外国為替予約 同左
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として我が国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいております。	同左
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式、投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、まだ確定していない場合には、入金日基準で計上しております。	受取配当金 同左

（貸借対照表に関する注記）

	（平成22年5月10日現在）	（平成23年5月10日現在）
1.期首元本額	2,284,993,767円	3,192,680,765円
期中追加設定元本額	1,343,212,067円	2,646,853,964円
期中一部解約元本額	435,525,069円	684,047,603円
期末元本額	3,192,680,765円	5,155,487,126円
元本額の内訳		
STAM 新興国株式インデックス・オープン	2,795,813,052円	3,772,964,472円
世界経済インデックスファンド	54,110,457円	104,095,402円
すみしん DC新興国株式インデックス・オープン	644,828円	166,142,852円
STAM 新興国株式インデックス・オープン（SMA専用）	―	784,897,750円

住信 新興国株式インデックスファンド（適格機関投資家専用）	342,112,428円	327,386,650円
2.計算期間末日における受益権の総数	3,192,680,765口	5,155,487,126口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

項目	（自 平成21年9月17日 至 平成22年5月10日）	（自 平成22年5月11日 至 平成23年5月10日）
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、金融商品に対する取組方針は投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	同左
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドは、主として取引所に上場されている新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）に投資し、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）に連動する投資成果を目標として運用を行います。 なお、当ファンドには、以下のリスクがあります。 ・価格変動リスク ・為替変動リスク ・カントリーリスク	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用各部から独立した部署によって、ファンドの運用状況や運用ガイドライン、法令等の遵守状況についてモニタリングを行っております（運用を再委託しているファンドも含みます。）。 モニタリング結果は、原則月1回（必要に応じ随時）開催される運用リスクの管理に関する委員会に報告され、委員会は適切な運用リスク管理に必要な措置を講じることとしております。	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

Ⅱ金融商品の時価に関する事項

項目	（平成22年5月10日現在）	（平成23年5月10日現在）
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2.時価の算定方法	a.株式、新株予約権証券、投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 b.先物取引 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。 外貨建て先物取引の時価の邦貨換算額は計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。換算において円未満の端数は切り捨てております。 c.外国為替予約 1.計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。 ①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。 ②計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。 ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち該当日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。 ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、該当日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。 2.計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。 d.コールローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	a.株式、投資信託受益証券 同左 b.先物取引 同左 c.外国為替予約 同左 d.コールローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種　類	（平成22年5月10日現在） 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	（平成23年5月10日現在） 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株　式	△164,356,154	71,219,497
新株予約権証券	△29,763	―
投資信託受益証券	441,380	△200,831
合　計	△163,944,537	71,018,666

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間開始日から本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
株式関連

区分	種 類	（平成22年 5月10日現在）			
		契 約 額 等（円）	うち1年超	時 価（円）	評 価 損 益（円）
市場取引	株価指数先物取引 買建 MSCI EMERG	156,635,633	―	138,602,343	△18,033,290
合　計		156,635,633	―	138,602,343	△18,033,290

（注）時価の算定方法
前述の（金融商品の時価に関する事項）に記載していますのでここでは省略しております。

株式関連

区分	種 類	（平成23年 5月10日現在）			
		契 約 額 等（円）	うち1年超	時 価（円）	評 価 損 益（円）
市場取引	株価指数先物取引 買建 MSCI EMERG	958,633,414	―	931,376,783	△27,256,631
合　計		958,633,414	―	931,376,783	△27,256,631

（注）時価の算定方法
前述の（金融商品の時価に関する事項）に記載していますのでここでは省略しております。

通貨関連

区分	種 類	（平成22年 5月10日現在）			
		契 約 額 等（円）	うち1年超	時 価（円）	評価損益（円）

市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	96,740,160	―	97,521,600	△781,440
	香港ドル	9,520,000	―	9,504,000	16,000
合　計		106,260,160	―	107,025,600	△765,440

（注）時価の算定方法

前述の（金融商品の時価に関する事項）に記載していますのでここでは省略しております。

通貨関連

区分	種 類	（平成23年 5月10日現在）			
		契 約 額 等（円）		時 価	評価損益
			うち1年超	（円）	（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 アメリカドル	136,136,336	―	134,887,200	△1,249,136
合　計		136,136,336	―	134,887,200	△1,249,136

（注）時価の算定方法

前述の（金融商品の時価に関する事項）に記載していますのでここでは省略しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自 平成21年9月17日 至 平成22年5月10日）	（自 平成22年5月11日 至 平成23年5月10日）
本報告書における開示対象ファンドの計算期間中に利害関係人との間で、一般の取引条件と同様のもの以外の取引は行っておりません。 また、当ファンドの関連当事者である受託会社及び投資信託委託業者と財務諸表上で開示している報酬等の給付以外の取引は行っておりません。	同左

（1口当たり情報）

（平成22年5月10日現在）	（平成23年5月10日現在）
1口当たり純資産額 ＝1.6977円	1口当たり純資産額 ＝ 1.8968円

（3）附属明細表（平成23年5月10日現在）

1）有価証券明細表

①株式

通貨	銘柄	株式数（株）	評価額		備考
			単価	金額	

アメリカドル	AMERICA MOVIL-ADR SERIES L	29,586	51.97	1,537,584.42	
	AXIS BANK LTD- GDR REG S	17,958	27.74	498,154.92	
	BANCO BRADESCO-SPONSORED ADR	66,611	19.63	1,307,573.93	
	BANCO SANTANDER BRASIL-ADS	32,086	11.41	366,101.26	
	BANCO SANTANDER-CHILE-ADR	2,715	89.65	243,399.75	
	BANCOLOMBIA S.A.-SPONS ADR	10,182	64.20	653,684.40	
	BRASIL DE DISTR GR PAO ACU-ADR	6,710	44.75	300,272.50	
	BRASIL TELECOM SA-ADR	8,544	27.93	238,633.92	
	BRASKEM SA-SPON ADR	7,955	27.78	220,989.90	
	BRF-BRASIL FOODS SA-ADR	26,762	20.05	536,578.10	
	CEMEX SAB-SPONS ADR PART CER	36,878	7.94	292,811.32	
	CEMIG SA -SPONS ADR	21,073	19.73	415,770.29	
	CENTRAIS ELEC BRAS-SP ADR CM	23,370	14.30	334,191.00	
	CIA CERVECERIAS UNIDAS-ADR	2,590	60.50	156,695.00	
	CIA DE MINAS BUENAVENTUR-ADR	5,039	41.73	210,277.47	
	CIA PARANAENSE ENER-SP ADR P	10,101	27.57	278,484.57	
	CIA SANEAMENTO BASICO DE-ADR	5,336	58.85	314,023.60	
	CIA SIDERURGICA NACL-SP ADR	34,507	14.36	495,520.52	
	COCA-COLA FEMSA SAB-SP ADR	2,010	81.52	163,855.20	
	COMMERCIAL INTL BANK-SP GDR	31,477	4.79	150,774.83	
	COMPANHIA DE BEBIDAS-PRF ADR	29,033	32.33	938,636.89	
	CORPBANCA SA-ADR	6,765	23.36	158,030.40	
	CPFL ENERGIA SA-ADR	4,523	89.58	405,170.34	
	CREDICORP LTD	2,490	101.27	252,162.30	
	DESARROLLADORA HOMEX-ADR	4,209	25.74	108,339.66	
	DOCTOR REDDY'S LAB-ADR	12,261	36.89	452,308.29	
	EMBRAER SA ADR	7,917	34.08	269,811.36	
	EMPRESA NAC ELEC-CHIL-SP ADR	5,707	57.06	325,641.42	
	ENERSIS S.A. -SPONS ADR	14,410	21.14	304,627.40	
	FEDERAL HYDROGENERATING-ADR	38,773	4.93	191,422.30	
	FIBRIA CELULOSE-SPON ADR	13,003	15.09	196,215.27	
	FOMENTO ECONOMICO MEX-SP ADR	7,684	62.27	478,482.68	
	GAFISA SA-ADR	13,483	10.81	145,751.23	
	GAZPROM OAO-SPON ADR	149,470	15.28	2,283,901.60	
	GERDAU SA -SPON ADR	34,906	10.68	372,796.08	
	GOL LINHAS AEREAS INTEL-ADR	9,456	13.59	128,507.04	
	GRUPO AEROPORTUARIO PAC-ADR	3,688	41.51	153,088.88	
	GRUPO TELEVISA SA-SPONS ADR	17,378	22.95	398,825.10	
	HDFC BANK LTD-ADR	5,061	163.55	827,726.55	
	ICICI BANK LTD-SPON ADR	18,663	48.27	900,863.01	
	INFOSYS TECHNOLOGIES-SP ADR	18,339	64.63	1,185,249.57	
	INNER MONGOLIA YITAI COAL-B	12,800	6.82	87,398.40	

ITAU UNIBANCO HOLDING SA-ADR	74,398	22.92	1,705,202.16	
KLABIN SA-SPONS ADR	711	36.60	26,022.60	
LAN AIRLINES SA-SPON ADR	7,383	28.81	212,704.23	
LARSEN &TOUBRO-GDR R	16,703	34.95	583,769.85	
LUKOIL-SPON ADR	13,166	64.20	845,257.20	
MAGNIT OJSC-SPON GDR REGS	7,045	27.80	195,851.00	
MECHEL-SPONSORED ADR	5,263	26.30	138,416.90	
MMC NORILSK NICKEL JSC-ADR	19,435	25.84	502,200.40	
MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR	15,258	20.11	306,838.38	
NOVATEK OAO-SPONS GDR REG S	3,077	135.40	416,625.80	
NOVOLIPET STEEL-GDR REG S	3,296	36.75	121,128.00	
ORASCOM CONSTRUCTION-GDR	5,600	41.00	229,600.00	
ORASCOM TELECOM-GDR REG S	21,960	3.30	72,577.80	
PETROLEO BRASILEIRO S.A.-ADR	74,287	34.73	2,579,987.51	
PETROLEO BRASILEIRO-SPON ADR	19,620	30.82	604,688.40	
POLYUS GOLD-SPONSORED ADR	3,791	33.49	126,960.59	
QUIMICA Y MINERA CHIL-SP ADR	4,842	58.99	285,629.58	
RELIANCE INDS-SPONS GDR 144A	26,091	42.97	1,121,130.27	
ROSNEFT OJSC-GDR	48,417	8.40	406,944.88	
SEVERSTAL - GDR REG S	5,352	17.06	91,305.12	
SHANGHAI LUJIAZUI FIN&TRAD-B	22,400	1.41	31,696.00	
SISTEMA JSFC-REG S SPONS GDR	2,325	26.70	62,077.50	
SOUTHERN COPPER CORP	6,353	36.29	230,550.37	
STATE BANK OF INDIA-SPON GDR	4,012	123.40	495,080.80	
STERLITE INDUSTRIES INDI-ADR	31,099	15.32	476,436.68	
SURGUTNEFTEGAZ-SP ADR	24,967	9.96	248,671.32	
TAM SA-SPONSORED ADR	5,790	21.39	123,848.10	
TATA MOTORS LTD-SPON ADR	16,932	26.43	447,512.76	
TATNEFT-SPONSORED REGS GDR	7,321	40.40	295,768.40	
TELE NORTE LESTE PART-ADR	16,835	16.64	280,134.40	
TELEFONOS DE MEXICO-SP ADR L	14,432	17.83	257,322.56	
TIM PARTICIPACOES SA-ADR	4,950	46.30	229,185.00	
TMK-GDR REG S	3,702	18.40	68,116.80	
ULTRAPAR PARTICPAC-SPON ADR	24,556	17.73	435,377.88	
URALKALI-SPON GDR-REG S	3,704	39.17	145,085.68	
USINAS SIDERURG MINAS-SP ADR	27,197	9.47	257,555.59	
VALE SA-SP PREF ADR	18,067	27.87	503,527.29	
VALE SA-SP-ADR	75,499	31.32	2,364,628.68	
VIVO PARTICIPACOES SA-ADR	7,723	40.47	312,549.81	
VTB BANK OJSC-GDR-REG S	38,044	6.10	232,068.40	
WALMART DE MEXICO-SPON ADR V	20,968	30.18	632,814.24	
WIMM-BILL-DANN FOODS-ADR	2,294	34.27	78,615.38	
WIPRO LTD-ADR	34,191	13.68	467,732.88	

小計		1,600,565		38,529,529.86 (3,093,921,247)	
香港ドル	AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	352,000	4.59	1,615,680.00	
	AIR CHINA LIMITED-H	54,000	8.33	449,820.00	
	ALIBABA.COM LTD	43,500	13.62	592,470.00	
	ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-H	120,000	7.09	850,800.00	
	ANGANG STEEL CO LTD-H	48,000	9.70	465,600.00	
	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	36,000	33.90	1,220,400.00	
	ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	31,000	13.12	406,720.00	
	BANK OF CHINA LTD-H	1,695,200	4.26	7,221,552.00	
	BANK OF COMMUNICATIONS CO-H	104,250	8.00	834,000.00	
	BBMG CORPORATION - H	30,000	12.38	371,400.00	
	BEIJING CAPITAL INTL AIRPO-H	60,000	3.85	231,000.00	
	BEIJING ENTERPRISES HOLDINGS LIMITED-R	7,000	42.20	295,400.00	
	BELLE INTERNATIONAL HOLDINGS	101,000	15.26	1,541,260.00	
	BOSIDENG INTL HLDGS LTD	86,000	2.48	213,280.00	
	BRILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE-R	66,000	7.78	513,480.00	
	BYD CO LTD-H	18,500	28.20	521,700.00	
	CHANGSHA ZOOMLION HEAVY	34,600	19.44	672,624.00	
	CHAODA MODERN AGRICULTURE	68,000	4.87	331,160.00	
	CHINA AGRI-INDUSTRIES HLDGS	40,000	8.82	352,800.00	
	CHINA BLUECHEMICAL LTD - H	46,000	6.71	308,660.00	
	CHINA CITIC BANK-H	136,000	5.49	746,640.00	
	CHINA COAL ENERGY CO - H	100,000	10.44	1,044,000.00	
	CHINA COMMUICATIONS CONST-H	112,000	6.82	763,840.00	
	CHINA COMMUNICATIONS SERVI-H	50,000	4.91	245,500.00	
	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	1,285,620	7.20	9,256,464.00	
	CHINA COSCO HOLDONGS-H	73,500	7.27	534,345.00	
	CHINA DONGXIANG GROUP CO	87,000	2.68	233,160.00	
	CHINA EVERBRIGHT LTD-R	32,000	16.92	541,440.00	
	CHINA GAS HOLDINGS LTD	70,000	3.15	220,500.00	
	CHINA HIGH SPEED TRANSMISSIO	41,000	10.46	428,860.00	
	CHINA INTL MARINE CONTAINE-B	18,200	16.32	297,024.00	
	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	208,000	26.85	5,584,800.00	
	CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H	55,000	7.95	437,250.00	
	CHINA MENGNIU DAIRY CO	33,000	24.85	820,050.00	
	CHINA MERCHANTS BANK-H	107,789	19.80	2,134,222.20	
	CHINA MERCHANTS HLDGS INTL-R	32,620	35.00	1,141,700.00	
	CHINA MINSHENG BANKING-H	44,500	7.40	329,300.00	
	CHINA MOBILE (HONG KONG) LIMITED-R	164,000	71.60	11,742,400.00	
	CHINA NATIONAL BUILDING MA-H	92,000	16.18	1,488,560.00	
	CHINA NATIONAL MATERIALS-H	25,000	7.68	192,000.00	

CHINA OILFIELD SERVICES-H	60,000	14.38	862,800.00	
CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT LTD-R	125,040	14.80	1,850,592.00	
CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	43,800	32.80	1,436,640.00	
CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	410,000	7.65	3,136,500.00	
CHINA RAILWAY CONSTRUCTIO-H	55,500	7.00	388,500.00	
CHINA RAILWAY GROUP LTD-H	97,000	3.85	373,450.00	
CHINA RESOURCES CEMENT	16,000	7.57	121,120.00	
CHINA RESOURCES ENTERPRISE-R	30,000	31.15	934,500.00	
CHINA RESOURCES LAND LTD-R	64,000	13.58	869,120.00	
CHINA RESOURCES POWER HOLDINGS-R	39,400	16.16	636,704.00	
CHINA RONGSHENG HEAVY INDUST	44,500	6.07	270,115.00	
CHINA SHANSHUI CEMENT GROUP	41,000	8.94	366,540.00	
CHINA SHENHUA ENERGY CO -H	96,000	34.95	3,355,200.00	
CHINA SHINEWAY PHARMACEUTICA	9,000	20.30	182,700.00	
CHINA SHIPPING CONTAINER-H	103,000	3.17	326,510.00	
CHINA SHIPPING DEVELOPMENT-H	30,000	8.23	246,900.00	
CHINA SOUTHERN AIRLINES CO-H	24,000	4.25	102,000.00	
CHINA TAIPING INSURANCE HOLDINGS COMPANY	21,200	22.00	466,400.00	
CHINA TELECOM CORP LTD-H	364,000	4.55	1,656,200.00	
CHINA TRAVEL INTL INV HK	106,000	1.56	165,360.00	
CHINA UNICOM (HONG KONG)LTD-R	156,000	15.56	2,427,360.00	
CHINA VANKE CO LTD-B	42,900	10.41	446,589.00	
CHINA YURUN FOOD GROUP LTD	43,000	27.55	1,184,650.00	
CHINA ZHONGWANG HOLDINGS LTD	28,000	3.68	103,040.00	
CITIC PACIFIC LIMITED -R	11,000	21.90	240,900.00	
CNOOC LTD-R	517,000	18.30	9,461,100.00	
COSCO PACIFIC LIMITED-R	50,000	15.34	767,000.00	
COUNTRY GARDEN HOLDINGS CO	128,000	3.07	392,960.00	
CSR CORP LTD-H	55,000	7.80	429,000.00	
DATANG INTL POWER GENERATION CO.LTD.-H	74,000	3.08	227,920.00	
DONGFANG ELECTRIC CORP LTD-H	10,800	30.65	331,020.00	
DONGFENG MOTOR GRP CO LTD-H	86,000	12.38	1,064,680.00	
ENN ENERGY HOLDINGDS LIMITED	20,000	27.10	542,000.00	
EVERGRANDE REAL ESTATE GROUP	138,000	5.22	720,360.00	
FOSUN INTERNATIONAL	46,000	6.14	282,440.00	
FRANSHION PROPERTIES	150,000	2.30	345,000.00	
FUSHAN INTERNATIONAL ENERGY	94,000	5.57	523,580.00	
GCL POLY ENERGY HOLDINGS LTD	217,000	5.42	1,176,140.00	
GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT	155,000	3.04	471,200.00	
GOLDEN EAGLE RETAIL GROUP	24,000	21.20	508,800.00	

GOME ELECTRICAL APPLIANCES	350,000	2.81	983,500.00	
GREAT WALL MOTOR COMPANY-H	31,250	13.20	412,500.00	
GREENTOWN CHINA HOLDINGS	15,000	8.10	121,500.00	
GUANGDONG INVESTMENT LTD-R	70,000	4.07	284,900.00	
GUANGZHOU AUTOMOBILE GROUP-H	78,246	8.69	679,957.74	
GUANGZHOU INVESTMENT-R	186,000	1.59	295,740.00	
HENGAN INTL GROUP CO LTD	18,000	63.50	1,143,000.00	
HENGDELI HOLDINGS LTD	108,000	4.43	478,440.00	
HIDILI INDUSTRY INTL DEVELOP	47,000	7.21	338,870.00	
HOPSON DEVELOPMENT HOLDINGS	20,000	7.38	147,600.00	
HUABAO INTERNATIONAL HOLDING	41,000	11.96	490,360.00	
HUANENG POWER INTL INC-H	104,000	4.57	475,280.00	
IND&COMM BK OF CHINA-H	1,652,515	6.45	10,658,721.75	
JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	48,000	8.48	407,040.00	
JIANGXI COPPER COMPANY LTD-H	31,000	24.55	761,050.00	
KINGBOARD CHEMICALS HOLDINGS	16,500	42.15	695,475.00	
KUNLUN ENERGY COMPANY LIMITED	104,000	13.82	1,437,280.00	
KWG PROPERTY HOLDING LTD	61,500	5.49	337,635.00	
LEE & MAN PAPER MANUFACTURIN	42,000	5.40	226,800.00	
LENOVO GROUP LTD	172,000	4.36	749,920.00	
LI NING CO LTD	17,500	15.38	269,150.00	
LONGFOR PROPERTIES	46,000	12.22	562,120.00	
LONKING HOLDINGS LTD	50,000	4.89	244,500.00	
MAANSHAN IRON & STEEL-H	80,000	4.21	336,800.00	
METALLURGICAL CORP OF CHIN-H	39,000	3.28	127,920.00	
NINE DRAGONS PAPER HOLDINGS	48,000	8.23	395,040.00	
PARKSON RETAIL GROUP LTD	41,500	12.26	508,790.00	
PETROCHINA CO LTD-H	580,000	10.66	6,182,800.00	
PICC PROPERTY & CASUALTY-H	76,000	9.76	741,760.00	
PING AN INSURANCE GROUP CO-H	44,500	83.00	3,693,500.00	
POLY HONG KONG INVESTMENT LT	75,000	5.74	430,500.00	
RENHE COMMERCIAL HOLDINGS	256,000	1.29	330,240.00	
SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	534,000	0.86	459,240.00	
SHANDONG WEIGAO GP MEDICAL-H	48,000	11.34	544,320.00	
SHANGHAI ELECTRIC GRP CORP-H	94,000	4.23	397,620.00	
SHANGHAI INDUSTRIAL HLDG LTD-R	14,000	29.70	415,800.00	
SHIMAO PROPERTY HOLDINGS LTD	54,000	10.44	563,760.00	
SHUI ON LAND LTD	85,459	3.47	296,542.73	
SINOFERT HOLDINGS LTD	62,000	3.23	200,260.00	
SINO-OCEAN LAND HOLDINGS-R	97,000	4.21	408,370.00	
SINOPEC SHANGHAI PETROCHEM-H	66,000	3.84	253,440.00	
SINOPHARM GROUP CO-H	24,800	28.90	716,720.00	
SINOTRUK HONG KONG LTD	19,000	6.07	115,330.00	

	SKYWORTH DIGITAL HLDGS LTD	69,070	5.08	350,875.60	
	SOHO CHINA LTD	59,500	6.68	397,460.00	
	TENCENT HOLDINGS LTD	28,300	209.80	5,937,340.00	
	TINGYI (CAYMAN ISLN) HLDG CO	48,000	20.65	991,200.00	
	TSINGTAO BREWERY CO LTD-H	8,000	43.60	348,800.00	
	WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	169,000	7.02	1,186,380.00	
	WEICHAI POWER CO LTD-H	14,000	49.95	699,300.00	
	WUMART STORES INC-H	15,000	18.02	270,300.00	
	YANZHOU COAL MINING CO-H	58,000	28.60	1,658,800.00	
	ZHAOJIN MINING INDUSTRY - H	10,000	32.50	325,000.00	
	ZHEJIANG EXPRESSWAY CO-H	58,000	6.27	363,660.00	
	ZHUZHOU CSR TIMES ELECTRIC-H	5,000	27.80	139,000.00	
	ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H	142,000	5.83	827,860.00	
	ZTE CORP-H	19,224	27.20	522,892.80	
小計		15,984,283		149,924,411.82 (1,548,719,174)	
マレーシアリンギット	AIRASIA BHD	37,700	3.10	116,870.00	
	ALLIANCE FINANCIAL GROUP BHD	36,900	3.06	112,914.00	
	AMMB HOLDINGS BHD	62,300	6.34	394,982.00	
	AXIATA GROUP BERHAD	75,175	4.90	368,357.50	
	BERJAYA CORP BHD	74,000	1.05	77,700.00	
	BERJAYA SPORTS TOTO BHD	21,742	4.13	89,794.46	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO BHD	1,900	47.60	90,440.00	
	BURSA MALAYSIA BHD	30,500	7.87	240,035.00	
	CIMB GROUP HOLDINGS BERHAD	109,100	8.15	889,165.00	
	DIGI.COM BERHAD	4,400	29.60	130,240.00	
	GAMUDA BHD	60,000	3.61	216,600.00	
	GENTING BHD	68,400	11.16	763,344.00	
	GENTING MALAYSIA BERHAD	86,800	3.60	312,480.00	
	GENTING PLANTATIONS BHD	14,000	7.98	111,720.00	
	HONG LEONG BANK BERHAD	6,900	11.20	77,280.00	
	HONG LEONG FINANCIAL GROUP	9,100	10.78	98,098.00	
	IJM CORP BHD	44,500	6.20	275,900.00	
	IOI CORPORATION BHD	99,340	5.26	522,528.40	
	KUALA LUMPUR KEPONG BHD	15,700	20.94	328,758.00	
	LAFARGE MALAYAN CEMENT BHD	12,800	7.15	91,520.00	
	MALAYAN BANKING BHD	78,541	8.65	679,379.65	
	MAXIS BHD	28,200	5.38	151,716.00	
	MISC BHD	20,140	7.29	146,820.60	
	MMC CORP BHD	53,800	2.82	151,716.00	
	PARKSON HOLDINGS BHD	18,685	5.68	106,130.80	
	PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	47,800	6.87	328,386.00	
	PETRONAS DAGANGAN BHD	9,300	15.58	144,894.00	

	PETRONAS GAS BHD	9,500	11.20	106,400.00	
	PLUS EXPRESSWAYS BHD	25,900	4.47	115,773.00	
	PPB GROUP BERHAD	9,400	16.70	156,980.00	
	PUBLIC BANK BHD-FOREIGN MKT	16,100	13.10	210,910.00	
	RHB CAPITAL BHD	6,900	8.70	60,030.00	
	SIME DARBY BERHAD	74,500	8.80	655,600.00	
	SP SETIA BHD	57,300	4.09	234,357.00	
	TELECOM MALAYSIA BHD	17,500	4.02	70,350.00	
	TENAGA NATIONAL BHD	62,075	6.08	377,416.00	
	UMW HOLDINGS BHD	34,600	7.12	246,352.00	
	YTL CORPORATION BERHAD	26,010	1.55	40,315.50	
	YTL POWER INTERNATIONAL BHD	19,200	2.24	43,008.00	
小計		1,486,708		9,335,260.91 (251,025,165)	
タイバーツ	ADVANCED INFO SERVICE-NVDR	22,800	94.25	2,148,900.00	
	BANGKOK BANK PUBLIC COMPANY LIMITED	32,800	165.50	5,428,400.00	
	BANK OF AYUDHYA PUBLIC-NVDR	67,200	28.50	1,915,200.00	
	BANPU PUBLIC CO LTD-NVDR	6,300	736.00	4,636,800.00	
	BEC WORLD PUBLIC CO LTD-NVDR	36,600	36.25	1,326,750.00	
	CHAROEN POKPHAND FOODS-NVDR	112,600	29.25	3,293,550.00	
	CP ALL PCL-NVDR	76,600	42.75	3,274,650.00	
	GLOW ENERGY PCL - NVDR	18,600	48.50	902,100.00	
	IRPC PCL - NVDR	404,200	5.95	2,404,990.00	
	KASIKORNBANK PCL-FOREIGN	42,200	127.50	5,380,500.00	
	KRUNG THAI BANK - NVDR	99,200	19.20	1,904,640.00	
	PTT AROMATICS & REFINIG-NVDR	44,500	39.25	1,746,625.00	
	PTT CHEMICAL PCL-NVDR	12,800	156.00	1,996,800.00	
	PTT EXPLOR & PROD PCL-NVDR	36,500	175.50	6,405,750.00	
	PTT PCL-NVDR	24,700	358.00	8,842,600.00	
	SIAM CEMENT PUBLIC CO-FOR REG	4,600	410.00	1,886,000.00	
	SIAM COMMERCIAL BANK P-NVDR	43,600	114.50	4,992,200.00	
	THAI OIL PCL-NVDR	36,600	79.50	2,909,700.00	
小計		1,122,400		61,396,155.00 (163,313,772)	

フィリピンペソ	ABOITIZ EQUITY VENTURES INC	49,200	37.50	1,845,000.00	
	ABOITIZ POWER CORP	89,500	29.50	2,640,250.00	
	ALLIANCE GLOBAL GROUP INC	179,600	11.42	2,051,032.00	
	AYALA CORPORATION	8,250	382.00	3,151,500.00	
	AYALA LAND INC	157,000	16.10	2,527,700.00	
	BANCO DE ORO UNIBANK INC	30,200	56.80	1,715,360.00	
	BANK OF PHILIPPINE ISLANDS	28,476	57.90	1,648,760.40	
	ENERGY DEVELOPMENT CORP	271,000	6.63	1,796,730.00	
	GLOBE TELECOM INC	640	850.00	544,000.00	
	JOLLIBEE FOODS CORPORATION	12,600	93.00	1,171,800.00	
	MANILA ELECTRIC COMPANY	11,400	248.60	2,834,040.00	
	METROPOLITAN BANK & TRUST	25,075	68.30	1,712,622.50	
	PHILIPPINE LONG DISTANCE TEL	685	2,406.00	1,648,110.00	
	SM INVESTMENTS CORP	5,600	557.00	3,119,200.00	
	SM PRIME HOLDINGS INC	152,900	11.82	1,807,278.00	
小計		1,022,126		30,213,382.90 (56,499,026)	
インドネシアルピア	ADARO ENERGY PT	333,500	2,325.00	775,387,500.00	
	ANEKA TAMBANG TBK PT	3,500	2,200.00	7,700,000.00	
	ASTRA AGRO LESTARI TBK PT	10,000	23,750.00	237,500,000.00	
	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	59,500	56,400.00	3,355,800,000.00	
	BANK CENTRAL ASIA PT	287,500	7,200.00	2,070,000,000.00	
	BANK DANAMON INDONESIA TBK	93,000	6,000.00	558,000,000.00	
	BANK MANDIRI	225,698	6,900.00	1,557,316,200.00	
	BANK NEGARA INDONESIA PT	246,000	3,900.00	959,400,000.00	
	BUMI RESOURCES TBK PT	601,500	3,550.00	2,135,325,000.00	
	CHAROEN POKPHAND INDONESI PT	328,000	1,910.00	626,480,000.00	
	GUDANG GARAM TBK PT	18,500	40,700.00	752,950,000.00	
	INDO TAMBANGRAYA MEGAH PT	12,000	47,600.00	571,200,000.00	
	INDOCEMENT TUNGGAL PRAKARSA	51,500	16,700.00	860,050,000.00	
	INDOFOOD SUKSES MAK TBK PT	139,500	5,600.00	781,200,000.00	
	INDOSAT TBK PT	10,500	5,350.00	56,175,000.00	
	INTERNATIONAL NICKEL INDONES	99,000	4,825.00	477,675,000.00	
	KALBE FARMA TBK PT	198,000	3,450.00	683,100,000.00	
	PERUSAHAAN GAS NEGARA PT	345,000	4,200.00	1,449,000,000.00	
	PT BANK RAKYAT INDONESIA	309,000	6,100.00	1,884,900,000.00	
	SEMEN GRESIK (PERSERO) PT	59,500	9,400.00	559,300,000.00	
	TAMBANG BATUBARA BUKIT ASAM	26,000	21,750.00	565,500,000.00	
	TELEKOMUNIKASI TBK PT	230,000	7,550.00	1,736,500,000.00	
	UNILEVER INDONESIA TBK PT	53,500	14,950.00	799,825,000.00	
	UNITED TRACTORS TBK PT	49,500	23,400.00	1,158,300,000.00	
小計		3,789,698		24,618,583,700.00 (228,952,828)	

メキシコペソ	ALFA S.A.B.-A	2,500	168.17	420,425.00	
	COMPARTAMOS SAB DE CV	12,000	21.35	256,200.00	
	GRUPO ELEKTRA SA	995	518.47	515,877.65	
	GRUPO FINANCIERO BANORTE-O	26,600	56.51	1,503,166.00	
	GRUPO MEXICO SAB DE CV-SER B	71,000	38.49	2,732,790.00	
	GRUPO MODELO S.A.B.-SER C	7,800	71.47	557,466.00	
	INDUSTRIAS PENOLES SAB DE CV	1,425	408.99	582,810.75	
	KIMBERLY-CLARK DE MEXICO-A	3,900	69.05	269,295.00	
小計		126,220		6,838,030.40 (47,182,409)	
韓国ウォン	AMOREPACIFIC CORP	59	1,083,000.00	63,897,000.00	
	BS FINANCIAL GROUP INC	3,400	14,750.00	50,150,000.00	
	CELLTRION INC	1,830	34,250.00	62,677,500.00	
	CHEIL INDUSTRIES INC	1,345	124,000.00	166,780,000.00	
	CJ CHEILJEDANG CORP	299	243,000.00	72,657,000.00	
	DAEGU BANK	2,950	16,900.00	49,855,000.00	
	DAELIM INDUSTRIAL CO LTD	808	115,500.00	93,324,000.00	
	DAEWOO ENGINEERING & CONSTR	1,650	11,100.00	18,315,000.00	
	DAEWOO INTERNATIONAL CORP	1,492	38,350.00	57,218,200.00	
	DAEWOO SECURITIES CO LTD	4,770	21,600.00	103,032,000.00	
	DAEWOO SHIPBUILDING & MARINE	2,470	41,100.00	101,517,000.00	
	DONGBU INSURANCE CO LTD	1,200	48,600.00	58,320,000.00	
	DONGKUK STEEL MILL CO LTD	1,550	44,850.00	69,517,500.00	
	DOOSAN CORP	304	144,000.00	43,776,000.00	
	DOOSAN HEAVY INDUSTRIES	1,148	65,100.00	74,734,800.00	
	DOOSAN INFRACORE CO LTD	2,840	28,950.00	82,218,000.00	
	GS ENGINEERING & CONSTRUCT	1,081	119,000.00	128,639,000.00	
	GS HOLDINGS CORP	925	85,300.00	78,902,500.00	
	HANA FINANCIAL GROUP	5,450	43,100.00	234,895,000.00	
	HANJIN HEAVY INDUS & CONST	747	38,100.00	28,460,700.00	
	HANJIN SHIPPING CO LTD	1,830	30,800.00	56,364,000.00	
	HANKOOK TIRE CO LTD	2,520	41,600.00	104,832,000.00	
	HANWHA CHEMICAL CORP	2,310	45,850.00	105,913,500.00	
	HANWHA CORPORATION	1,095	48,100.00	52,669,500.00	
	HONAM PETROCHEMICAL CORP	432	374,500.00	161,784,000.00	
	HYNIX SEMICONDUCTOR INC	12,300	33,300.00	409,590,000.00	
	HYOSUNG CORPORATION	780	86,900.00	67,782,000.00	
	HYUNDAI DEPT STORE CO	573	158,000.00	90,534,000.00	
	HYUNDAI DEVELOPMENT COMPANY	1,530	31,650.00	48,424,500.00	
	HYUNDAI ENGINEERING & CONST	1,969	82,500.00	162,442,500.00	
	HYUNDAI GLOVIS CO LTD	278	149,000.00	41,422,000.00	
	HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES	946	482,500.00	456,445,000.00	
	HYUNDAI MERCHANT MARINE	850	33,200.00	28,220,000.00	

HYUNDAI MIPO DOCKYARD	70	180,500.00	12,635,000.00	
HYUNDAI MOBIS	1,795	345,000.00	619,275,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO	4,132	238,500.00	985,482,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-2ND PFD	1,110	80,300.00	89,133,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-PFD	830	75,700.00	62,831,000.00	
HYUNDAI SECURITIES CO	4,190	13,200.00	55,308,000.00	
HYUNDAI STEEL CO	1,753	133,500.00	234,025,500.00	
INDUSTRIAL BANK OF KOREA	4,470	18,900.00	84,483,000.00	
KANGWON LAND INC	2,730	25,000.00	68,250,000.00	
KB FINANCIAL GROUP INC	9,136	55,600.00	507,961,600.00	
KCC CORP	137	343,000.00	46,991,000.00	
KIA MOTORS CORPORATION	6,192	74,500.00	461,304,000.00	
KOREA ELECTRIC POWER CORP	6,680	28,850.00	192,718,000.00	
KOREA EXCHANGE BANK	5,750	9,150.00	52,612,500.00	
KOREA GAS CORPORATION	273	38,300.00	10,455,900.00	
KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO	1,030	37,550.00	38,676,500.00	
KOREA LIFE INSURANCE	3,230	7,300.00	23,579,000.00	
KOREA ZINC CO LTD	221	379,000.00	83,759,000.00	
KOREAN AIR LINES CO LTD	760	69,200.00	52,592,000.00	
KT CORP	2,340	39,650.00	92,781,000.00	
KT&G CORP	3,162	64,700.00	204,581,400.00	
LG CHEM LTD	1,269	505,000.00	640,845,000.00	
LG CHEM LTD-PREFERENCE	163	175,500.00	28,606,500.00	
LG CORP	2,687	91,700.00	246,397,900.00	
LG DISPLAY CO LTD	6,750	39,750.00	268,312,500.00	
LG ELECTRONICS INC	2,241	106,000.00	237,546,000.00	
LG ELECTRONICS-PFD	570	37,500.00	21,375,000.00	
LG HOUSEHOLD & HEALTH CARE	164	402,500.00	66,010,000.00	
LG INNOTEK CO LTD	392	101,000.00	39,592,000.00	
LG UPLUS CORP	3,830	6,340.00	24,282,200.00	
LOTTE CONFECTIONERY CO LTD	22	1,540,000.00	33,880,000.00	
LOTTE SHOPPING CO	322	479,000.00	154,238,000.00	
LS CORP	86	110,500.00	9,503,000.00	
LS INDUSTRIAL SYSTEMS	617	77,800.00	48,002,600.00	
MANDO CORP	397	182,000.00	72,254,000.00	
MIRAE ASSET SECURITIES CO LT	788	43,450.00	34,238,600.00	
NCSOFT CORPORATION	491	264,500.00	129,869,500.00	
NHN CORP	1,234	208,000.00	256,672,000.00	
OCI COMPANY LTD	452	567,000.00	256,284,000.00	
POSCO	1,770	469,000.00	830,130,000.00	
S1 CORPORATION	643	52,000.00	33,436,000.00	
SAMSUNG C&T CORP	3,636	76,800.00	279,244,800.00	
SAMSUNG CARD CO	1,343	52,500.00	70,507,500.00	

	SAMSUNG ELECTRO-MECHANICS CO	1,796	102,500.00	184,090,000.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	3,085	891,000.00	2,748,735,000.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS-PFD	467	630,000.00	294,210,000.00	
	SAMSUNG ENGINEERING CO LTD	886	224,000.00	198,464,000.00	
	SAMSUNG FIRE & MARINE INS	1,030	221,500.00	228,145,000.00	
	SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES	4,650	42,850.00	199,252,500.00	
	SAMSUNG LIFE INSURANCE CO	1,326	97,800.00	129,682,800.00	
	SAMSUNG SDI CO LTD	1,052	186,000.00	195,672,000.00	
	SAMSUNG SECURITIES CO LTD	1,603	82,300.00	131,926,900.00	
	SAMSUNG TECHWIN CO LTD	1,134	82,500.00	93,555,000.00	
	SEOUL SEMICONDUCTOR CO LTD	1,364	30,600.00	41,738,400.00	
	SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD	11,336	50,500.00	572,468,000.00	
	SHINSEGAE CO LTD	778	270,000.00	210,060,000.00	
	SK BROADBAND CO LTD	5,411	4,210.00	22,780,310.00	
	SK C&C CO LTD	505	109,500.00	55,297,500.00	
	SK HOLDINGS CO LTD	765	185,000.00	141,525,000.00	
	SK INNOVATION CO LTD	1,751	219,500.00	384,344,500.00	
	SK NETWORKS CO LTD	2,310	11,600.00	26,796,000.00	
	SK TELECOM	945	165,500.00	156,397,500.00	
	S-OIL CORPORATION	1,359	139,500.00	189,580,500.00	
	STX PAN OCEAN CO LTD	2,030	8,520.00	17,295,600.00	
	TONG YANG SECURITIES INC	5,470	7,530.00	41,189,100.00	
	WOONGJIN COWAY CO LTD	1,670	35,950.00	60,036,500.00	
	WOORI FINANCE HOLDINGS CO	7,760	14,400.00	111,744,000.00	
	WOORI INVESTMENT & SECURITIE	3,580	20,350.00	72,853,000.00	
	YUHAN CORPORATION	366	137,000.00	50,142,000.00	
小計		218,018		17,743,951,810.00 (1,320,150,014)	
新台湾ドル	ACER INC	74,375	54.20	4,031,125.00	
	ADVANCED SEMICONDUCTOR ENGINEERING INC	100,489	34.40	3,456,821.60	
	ADVANTECH CO LTD	6,000	95.40	572,400.00	
	ASIA CEMENT CORP	45,721	37.50	1,714,537.50	
	ASUSTEK COMPUTER INC	15,207	263.00	3,999,441.00	
	AU OPTRONICS CORP	203,090	23.85	4,843,696.50	
	CAPITAL SECURITIES CORP	75,880	14.10	1,069,908.00	
	CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	17,700	189.00	3,345,300.00	
	CATHAY FINANCIAL HOLDING CO	182,350	47.05	8,579,567.50	
	CHANG HWA COMMERCIAL BANK	103,000	25.25	2,600,750.00	
	CHENG SHIN RUBBER IND CO LTD	20,875	79.00	1,649,125.00	
	CHENG UEI PRECISION INDUSTRY	17,000	67.80	1,152,600.00	
	CHICONY ELECTRONICS CO LTD	10,500	56.30	591,150.00	
	CHIMEI INNOLUX CORPORATION	125,650	28.50	3,581,025.00	

CHINA AIRLINES LTD	53,000	19.10	1,012,300.00	
CHINA DEVELOPMENT FINANCIAL	214,120	12.05	2,580,146.00	
CHINA LIFE INSURANCE CO LTD	39,830	33.90	1,350,237.00	
CHINA MOTOR CORP	51,000	28.45	1,450,950.00	
CHINA PETROCHEMICAL DEV CORP	64,000	34.85	2,230,400.00	
CHINA STEEL	275,493	35.05	9,656,029.65	
CHINATRUST FINANCIAL HOLDING	232,279	26.70	6,201,849.30	
CHUNGHWA TELECOM CO LTD	84,315	91.90	7,748,548.50	
CLEVO COMPANY	21,008	62.30	1,308,798.40	
CMC MAGNETICS CORP	82,000	6.66	546,120.00	
COMPAL ELECTRONICS	74,760	32.55	2,433,438.00	
CORETRONIC CORPORATION	20,000	45.20	904,000.00	
DELTA ELECTRONICS INC	49,520	133.50	6,610,920.00	
E INK HOLDINGS INC	24,000	56.30	1,351,200.00	
E.SUN FINANCIAL HOLDING CO	79,122	21.05	1,665,518.10	
EPISTAR CORP	21,000	89.10	1,871,100.00	
ETERNAL CHEMICAL CO LTD	26,250	34.15	896,437.50	
EVA AIRWAYS CORP	40,000	29.40	1,176,000.00	
EVERGREEN INTERNATIONAL STOR	26,000	26.05	677,300.00	
EVERGREEN MARINE	45,000	28.25	1,271,250.00	
EVERLIGHT ELECTRONICS CO LTD	10,680	81.20	867,216.00	
FAR EASTERN DEPARTMENT STORE	29,561	52.20	1,543,084.20	
FAR EASTERN NEW CENTURY CORPORATION	75,777	46.20	3,500,897.40	
FAR EASTONE TELECOMM CO LTD	23,000	43.35	997,050.00	
FARGLORY LAND DEVELOPMENT CO	10,000	68.20	682,000.00	
FENG HSIN IRON & STEEL CO	25,000	51.30	1,282,500.00	
FIRST FINANCIAL HOLDING CO	140,606	26.55	3,733,089.30	
FORMOSA CHEMICALS & FIBRE	77,050	105.50	8,128,775.00	
FORMOSA INTERNATIONAL HOTELS	2,200	537.00	1,181,400.00	
FORMOSA PETROCHEMICAL CORP	21,240	97.30	2,066,652.00	
FORMOSA PLASTICS CORP	111,870	112.00	12,529,440.00	
FORMOSA TAFFETA CO.	40,000	30.45	1,218,000.00	
FOXCONN TECHNOLOGY CO LTD	20,478	146.50	3,000,027.00	
FUBON FINANCIAL HOLDING CO	161,595	42.40	6,851,628.00	
GIANT MANUFACTURING	11,464	113.00	1,295,432.00	
HANNSTAR DISPLAY CORP	114,000	5.14	585,960.00	
HIGHWEALTH CONSTRUCTION CORP	27,000	65.60	1,771,200.00	
HIWIN TECHNOLOGIES CORP	7,000	293.50	2,054,500.00	
HON HAI PRECISION INDUSTRY	240,800	109.00	26,247,200.00	
HTC CORPORATION	20,172	1,210.00	24,408,120.00	
HUA NAN FINANCIAL HOLDINGS C	54,426	23.10	1,257,240.60	
INOTERA MEMORIES INC	40,634	14.20	577,002.80	

INVENTEC CO LTD	54,600	15.35	838,110.00	
KGI SECURITIES CO LTD	141,000	15.20	2,143,200.00	
KINSUS INTERCONNECT TECH	12,000	106.50	1,278,000.00	
LARGAN PRECISION CO LTD	3,040	909.00	2,763,360.00	
LCY CHEMICAL CORP	19,504	79.50	1,550,568.00	
LITE-ON TECHNOLOGY CORP	54,275	36.70	1,991,892.50	
MACRONIX INTERNATIONAL	118,547	18.40	2,181,264.80	
MEDIATEK INC	27,064	360.00	9,743,040.00	
MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT	178,000	24.90	4,432,200.00	
MITAC INTERNATIONAL	44,000	12.35	543,400.00	
MOTECH INDUSTRIES INC	7,069	105.00	742,245.00	
MSTAR SEMICONDUCTOR INC	10,000	243.00	2,430,000.00	
NAN KANG RUBBER TIRE CO LTD	33,000	46.10	1,521,300.00	
NAN YA PLASTICS CORP	112,250	83.00	9,316,750.00	
NAN YA PRINTED CIRCUIT BOARD	8,000	107.50	860,000.00	
NANYA TECHNOLOGY CORP	41,033	13.95	572,410.35	
NOVATEK MICROELECTRONICS LTD	15,045	89.40	1,345,023.00	
PEGATRON CORP	43,474	30.65	1,332,478.10	
PHISON ELECTRONICS CORP	3,599	165.00	593,835.00	
PIXART IMAGING INC	3,029	118.50	358,936.50	
POLARIS SECURITIES CO LTD	89,000	20.20	1,797,800.00	
POU CHEN	81,780	27.25	2,228,505.00	
POWERTECH TECHNOLOGY INC	20,700	104.00	2,152,800.00	
PRESIDENT CHAIN STORE CORP	10,544	157.00	1,655,408.00	
QISDA CORP	38,000	15.40	585,200.00	
QUANTA COMPUTER INC	64,270	58.30	3,746,941.00	
REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	23,241	59.70	1,387,487.70	
RICHTEK TECHNOLOGY CORP	4,410	190.00	837,900.00	
RUENTEX DEVELOPMENT CO LTD	20,000	48.50	970,000.00	
RUENTEX INDUSTRIES LTD	19,000	83.70	1,590,300.00	
SHIN KONG FINANCIAL HOLDING	169,826	12.20	2,071,877.20	
SILICONWARE PRECISION INDS	73,000	38.35	2,799,550.00	
SIMPLO TECHNOLOGY CO LTD	7,400	208.50	1,542,900.00	
SINO-AMERICAN SILICON PRODUC	14,000	95.50	1,337,000.00	
SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS	129,000	14.00	1,806,000.00	
SYNNEX TECHNOLOGY INTL CORP	20,381	71.20	1,451,127.20	
TAINAN SPINNING	46,000	19.10	878,600.00	
TAISHIN FINANCIAL HOLDING	98,161	17.45	1,712,909.45	
TAIWAN BUSINESS BANK	53,040	11.85	628,524.00	
TAIWAN CEMENT	94,929	39.85	3,782,920.65	
TAIWAN COOPERATIVE BANK	18,100	24.15	437,115.00	
TAIWAN FERTILIZER CO LTD	25,000	96.80	2,420,000.00	
TAIWAN GLASS IND CORP	26,522	52.00	1,379,144.00	

	TAIWAN MOBILE CO LTD	21,000	73.80	1,549,800.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	681,389	75.50	51,444,869.50	
	TATUNG CO LTD	24,436	14.05	343,325.80	
	TECO ELECTRIC & MACHINERY	42,000	20.10	844,200.00	
	TPK HOLDING CO LTD	3,000	922.00	2,766,000.00	
	TRANSCEND INFORMATION INC	9,445	83.50	788,657.50	
	TRIPOD TECHNOLOGY CORP	10,000	130.00	1,300,000.00	
	TSRC CORP	2,000	82.00	164,000.00	
	TUNG HO STEEL ENTERPRISE COR	40,000	33.20	1,328,000.00	
	U-MING MARINE TRANSPORT CORP	9,000	62.20	559,800.00	
	UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	40,000	47.75	1,910,000.00	
	UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CO	70,529	42.15	2,972,797.35	
	UNITED MICROELECTRONICS CORP	342,000	15.20	5,198,400.00	
	VANGUARD INTERNATIONAL SEMI	37,000	15.20	562,400.00	
	WALSIN LIHWA CORP	88,000	15.85	1,394,800.00	
	WAN HAI LINES LIMITED	27,000	22.60	610,200.00	
	WINBOND ELECTRONICS CORP	122,000	9.07	1,106,540.00	
	WINTEK CORP	52,000	41.95	2,181,400.00	
	WISTRON CORP	49,957	51.70	2,582,776.90	
	WPG HOLDINGS CO LTD	15,878	55.20	876,465.60	
	YANG MING MARINE TRANSPORT	39,000	26.55	1,035,450.00	
	YOUNG FAST OPTOELECTRONICS	4,095	181.50	743,242.50	
	YUANTA FINANCIAL HOLDING CO LTD	189,000	20.10	3,798,900.00	
	YULON MOTOR COMPANY	30,000	64.20	1,926,000.00	
小計		7,808,649		373,634,451.45 (1,049,912,808)	
チェココルナ	CEZ AS	4,031	937.00	3,777,047.00	
	KOMERCNI BANKA AS	464	4,292.00	1,991,488.00	
	TELEFONICA O2 CZECH REPUBLIC	2,084	417.00	869,028.00	
小計		6,579		6,637,563.00 (31,462,048)	
ハンガリーフォリント	MAGYAR TELEKOM TELECOMMUNICA	8,251	559.00	4,612,309.00	
	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS NY	1,475	23,300.00	34,367,500.00	
	OTP BANK NYRT	7,188	6,251.00	44,932,188.00	
	RICHTER GEDEON NYRT	524	37,650.00	19,728,600.00	
小計		17,438		103,640,597.00 (45,125,115)	

ポーランドズロチ	ASSECO POLAND SA	2,746	52.20	143,341.20	
	BANK HANDLOWY W WARSZAWIE SA	648	97.40	63,115.20	
	BANK PEKAO SA	3,119	173.60	541,458.40	
	BRE BANK SA	387	340.20	131,657.40	
	CYFROWY POLSAT SA	3,534	16.20	57,250.80	
	ENEA SA	4,648	19.00	88,312.00	
	GETIN HOLDING SA	5,999	14.00	83,986.00	
	GETIN HOLDING SA-PDA-ALLT	151	13.90	2,098.90	
	GLOBE TRADE CENTRE SA	7,177	20.55	147,487.35	
	GRUPA LOTOS SA	2,227	45.80	101,996.60	
	ING BANK SLASKI SA	69	876.00	60,444.00	
	KERNEL HOLDING SA	1,571	70.00	109,970.00	
	KGHM POLSKA MIEDZ SA	3,802	182.90	695,385.80	
	PBG SA	382	155.00	59,210.00	
	PKO BANK POLSKI SA	13,797	44.61	615,484.17	
	POLSKA GRUPA ENERGETYCZNA SA	17,102	23.40	400,186.80	
	POLSKI KONCERN NAFTOWY SA	9,045	52.70	476,671.50	
	POLSKIE GORNICTWO NAFTOWE I	41,794	3.78	157,981.32	
	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZE	1,517	367.50	557,497.50	
	TAURON POLSKA ENERGIA SA	15,031	6.17	92,741.27	
	TELEKOMUNIKACJA POLSKA SA	16,319	18.10	295,373.90	
	TVN SA	6,537	17.21	112,501.77	
小計		157,602		4,994,151.88 (145,829,234)	
南アフリカランド	ABSA GROUP LTD	5,497	133.48	733,739.56	
	AFRICAN BANK INVESTMENTS LTD	27,600	36.30	1,001,880.00	
	AFRICAN RAINBOW MINERALS LTD	1,332	197.98	263,709.36	
	ANGLO AMERICAN PLATINUM LIMITED	1,838	620.00	1,139,560.00	
	ANGLOGOLD ASHANTI LTD	11,505	308.00	3,543,540.00	
	ARCELORMITTAL SOUTH AFRICA	5,202	81.00	421,362.00	
	ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LT	8,578	81.10	695,675.80	
	AVENG LTD	13,701	34.25	469,259.25	
	BIDVEST GROUP LTD	8,666	150.28	1,302,326.48	
	DISCOVERY HOLDINGS LIMITED	1,623	37.20	60,375.60	
	EXXARO RESOURCES LTD	3,564	166.25	592,515.00	
	FIRSTRAND LTD	86,612	19.93	1,726,177.16	
	GOLD FIELDS LTD	22,634	107.85	2,441,076.90	
	HARMONY GOLD MINING CO LTD	13,835	93.00	1,286,655.00	
	IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	13,160	185.60	2,442,496.00	
	IMPERIAL HOLDINGS LTD	7,022	113.25	795,241.50	
	INVESTEC LTD	8,134	51.75	420,934.50	
	KUMBA IRON ORE LTD	2,306	450.00	1,037,700.00	

	LIBERTY HOLDINGS LTD	3,255	70.31	228,859.05	
	MASSMART HOLDINGS LTD	5,928	139.80	828,734.40	
	MMI HOLDINGS LTD	35,304	16.81	593,460.24	
	MTN GROUP LTD	44,666	141.90	6,338,105.40	
	MURRAY & ROBERTS HOLDINGS	8,307	26.20	217,643.40	
	NASPERS LTD-N SHS	10,533	381.00	4,013,073.00	
	NEDBANK GROUP LTD	1,361	141.25	192,241.25	
	NETCARE LTD	36,951	14.10	521,009.10	
	NORTHAM PLATINUM LTD	4,532	44.40	201,220.80	
	PICK N PAY STORES LTD	5,622	41.86	235,336.92	
	PRETORIA PORTLAND CEMENT CO	14,731	25.20	371,221.20	
	REMGRO LTD	11,963	108.84	1,302,052.92	
	REUNERT LTD	6,863	60.14	412,740.82	
	RMB HOLDINGS LTD	25,420	27.10	688,882.00	
	RMI HOLDINGS	25,420	11.60	294,872.00	
	SANLAM LTD	47,639	26.93	1,282,918.27	
	SAPPI LIMITED	14,275	33.65	480,353.75	
	SASOL LTD	16,036	351.00	5,628,636.00	
	SHOPRITE HOLDINGS LTD	11,938	100.75	1,202,753.50	
	SPAR GROUP LIMITED/THE	5,592	95.50	534,036.00	
	STANDARD BANK GROUP LTD	30,901	99.15	3,063,834.15	
	STEINHOFF INTL HOLDINGS LTD	40,781	24.00	978,744.00	
	TELKOM SA LTD	5,683	37.60	213,680.80	
	THE FOSCHINI GROUP LIMITED	8,150	88.15	718,422.50	
	TIGER BRANDS LTD	5,133	186.50	957,304.50	
	TRUWORTHS INTERNATIONAL LTD	16,073	72.72	1,168,828.56	
	VODACOM GROUP	3,634	79.50	288,903.00	
	WOOLWORTHS HOLDINGS LTD	26,679	28.90	771,023.10	
小計		716,179		54,103,114.74 (645,450,158)	
トルコリラ	AKBANK T.A.S.	32,848	7.76	254,900.48	
	ANADOLU EFES BIRACILIK VE	7,204	22.35	161,009.40	
	ARCELIK AS	7,847	8.06	63,246.82	
	ASYA KATILIM BANKASI AS	20,503	2.85	58,433.55	
	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	1,584	51.00	80,784.00	
	COCA-COLA ICECEK AS	908	21.85	19,839.80	
	ENKA INSAAT VE SANAYI AS	7,142	6.40	45,708.80	
	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK	23,698	4.40	104,271.20	
	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIKALARI-NEW	8,146	4.24	34,539.04	
	HACI OMER SABANCI HOLDING	25,540	7.86	200,744.40	
	KOC HOLDING AS	21,816	7.78	169,728.48	
	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	2,875	47.40	136,275.00	

	TURK HAVA YOLLARI AO	13,037	4.63	60,361.31	
	TURK TELEKOMUNIKASYON AS	12,981	8.04	104,367.24	
	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	19,055	8.84	168,446.20	
	TURKIYE GARANTI BANKASI	60,341	7.76	468,246.16	
	TURKIYE HALK BANKASI	9,183	13.00	119,379.00	
	TURKIYE IS BANKASI-C	44,035	5.42	238,669.70	
	TURKIYE VAKIFLAR BANKASI T-D	18,383	3.92	72,061.36	
	YAPI VE KREDI BANKASI	26,190	4.77	124,926.30	
小計		363,316		2,685,938.24 (139,507,632)	
ユーロ	MAROC TELECOM	8,312	13.79	114,622.48	
	SBERBANK OF RUSSIA-GDR REGS	2,326	244.11	567,799.86	
小計		10,638		682,422.34 (78,512,690)	
合計		34,430,419		(8,845,563,320)	

（注1）各種通貨ごとの小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
（注2）合計欄における（ ）内の金額は、各通貨の邦貨換算額合計の数字であります。
（注3）外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	株式　85銘柄	100.0%	35.1%
メキシコペソ	株式　 8銘柄	100.0%	0.5%
ユーロ	株式　 2銘柄	100.0%	0.9%
トルコリラ	株式　20銘柄	100.0%	1.6%
チェココルナ	株式　 3銘柄	100.0%	0.4%
ハンガリーフォリント	株式　 4銘柄	100.0%	0.5%
ポーランドズロチ	株式　22銘柄	100.0%	1.6%
香港ドル	株式 137銘柄	100.0%	17.5%
マレーシアリンギット	株式　39銘柄	100.0%	2.8%
タイバーツ	株式　18銘柄	100.0%	1.8%
フィリピンペソ	株式　15銘柄	100.0%	0.6%
インドネシアルピア	株式　24銘柄	100.0%	2.6%
韓国ウォン	株式 102銘柄	100.0%	14.9%
新台湾ドル	株式 123銘柄	100.0%	11.9%
南アフリカランド	株式　46銘柄	100.0%	7.3%

②株式以外の有価証券

種類	通 貨	銘 柄	口数(口)	評価額	備考
投資信託受益証券	南アフリカランド	GROWTHPOINT PROPERTIES LTD	63,775.00	1,105,220.75	
		REDEFINE PROPERTIES LTD	46,723.00	357,898.18	
	小計		110,498.00	1,463,118.93 (17,455,008)	

合計			(17,455,008)	

（注1）各種通貨ごとの小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
（注2）合計欄における（ ）内の金額は、各通貨の邦貨換算額合計の数字であります。
（注3）外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券時価比率	合計金額に対する比率
南アフリカランド	投資信託受益証券2銘柄	100.0%	100.0%

2）信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

3）デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
前述の（デリバティブ取引に関する注記）に記載していますので、ここでは省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(平成23年5月31日現在)

Ⅰ 資産総額	824,124,202 円
Ⅱ 負債総額	448,701 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	823,675,501 円
Ⅳ 発行済口数	727,756,095 口
Ⅴ 1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1318 円

(参考情報)

住信 新興国株式インデックス マザーファンド

Ⅰ 資産総額	12,212,260,471 円
Ⅱ 負債総額	1,611,383,812 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	10,600,876,659 円
Ⅳ 発行済口数	5,608,767,454 口
Ⅴ 1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.8901 円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）名義書換
該当事項はありません。
（ロ）受益者等に対する特典
該当事項はありません。
（ハ）譲渡制限
該当事項はありません。
（ニ）振替受益権の取扱い
本ファンドの受益権は、社振法の適用を受けています。
①受益証券の不発行
委託者は、本ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消され

た場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

②受益権の譲渡

1)受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

2)前記1)の申請のある場合には、前記1)の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

3)委託者は、前記1)に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

④受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

⑤償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。）に支払います。

⑥質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（イ）資本金の額

平成23年5月31日現在の資本金の額	3億円
発行可能株式総数	24,000株
発行済株式総数	6,000株
最近5年間における資本金の額の増減	なし

（ロ）会社の機構

①経営体制

経営の意思決定機関として、取締役会をおきます。3名以上の取締役が、株主総会で選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任します。取締役の選任については、累積投票にはよりません。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了するときまでとします。

取締役会は、その決議により、取締役の中から代表取締役若干名を選定します。また、取締役会の決議により、取締役社長1名を置き、必要に応じ取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができます。

取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となります。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わります。取締役会招集の通知は、会日の3日前までに発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行います。

②運用体制

［PLAN(計画)］

ファンドの運用基本方針、運用手法、運用プロセス等は、社長を委員長とし、運用担当役員、営業担当役員、投資企画部長、営業企画部長等10名程度で構成される商品委員会において決定されます。

［DO(実行)］

ファンドの運用計画は、商品委員会において決定された運用基本方針、運用手法、運用プロセス、運用ガイドライン等に則り、各運用部において、ファンドマネジャーによって起案され、各運用部長が決定します。ファンドマネジャーは、運用計画に沿って運用の指図を行います。

売買の執行は、運用部署から独立したトレーディング部署が行います。

［CHECK(検証・評価)］

毎月開催される運用委員会において、ファンドのパフォーマンス分析、リスク分析を通じて、運用プロダクトのクオリティーコントロールを行います。

また、ファンドの投資信託約款、運用ガイドライン等の遵守状況の確認、ファンドの運用実績、運用リスクの把握・モニタリングを行う機関として、運用リスク管理委員会を毎月開催します。運用リスク管理委員会は、社長を委員長とし、リスク管理担当役員、運用担当役員、営業担当役員、リスク管理部長、各運用部長等10名程度で構成されます。

また、法令諸規則等遵守状況は、コンプライアンス委員会に報告されます。コンプライアンス委員会は、原則として毎月開催され、社長を委員長とし、リスク管理担当役員、運用担当役員、営業担当役員、リスク管理部長、各運用部長、各営業部長等15名程度で構成されます。

なお、ファンドの運用実績、運用リスクの把握・モニタリング、法令諸規則や投資信託約款等の遵守状況

の確認は、運用部署から独立したリスク管理部が行います。（5名程度）
会社の機構は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。

平成23年5月31日現在、委託者が運用の指図を行っている証券投資信託は次の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
追加型株式投資信託	157	1,412,873
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	0	0
合計	157	1,412,873

3【委託会社等の経理状況】

（イ）委託者の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
なお、前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき、当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。
また、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

（ロ）委託者は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）の財務諸表については、あずさ監査法人により監査を受け、また、当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）の財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となっております。

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （平成22年3月31日現在）		当事業年度 （平成23年3月31日現在）	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金	※2	5,642,056	※2	6,223,302
前払金		6,819		―
前払費用		35,081		34,720

未収委託者報酬		942,664		953,916
未収運用受託報酬		48,083		42,516
繰延税金資産		44,119		50,152
その他		129		34
流動資産合計		6,718,954		7,304,641
固定資産				
有形固定資産				
建物		49,765		38,802
器具備品		26,485		27,919
有形固定資産合計	※1	76,250	※1	66,721
無形固定資産				
ソフトウェア		95,682		91,774
その他無形固定資産		126		1,415
無形固定資産合計		95,808		93,189
投資その他の資産				
投資有価証券		245,516		239,090
敷金・保証金		238,033		228,451
長期前払費用		449		409
繰延税金資産		55,356		80,017
その他の投資		225		195
投資その他の資産合計		539,579		548,164
固定資産合計		711,639		708,076
資産合計		7,430,593		8,012,717

（単位：千円）

	前事業年度 （平成22年3月31日現在）		当事業年度 （平成23年3月31日現在）	
負債の部				
流動負債				
預り金		16,838		18,485
未払金		520,453		495,343
未払収益分配金		130		130
未払手数料	※2	454,590	※2	452,781
その他未払金		65,733		42,432
未払費用	※2	126,959	※2	135,706
未払法人税等		174,433		220,711
未払消費税等		11,758		25,316

賞与引当金	70,599	79,835
流動負債合計	921,042	975,399
固定負債		
退職給付引当金	122,901	171,115
固定負債合計	122,901	171,115
負債合計	1,043,943	1,146,514
純資産の部		
株主資本		
資本金	300,000	300,000
利益剰余金		
利益準備金	50,500	53,500
その他利益剰余金		
別途積立金	5,100,000	5,100,000
繰越利益剰余金	942,449	1,421,205
利益剰余金合計	6,092,949	6,574,705
株主資本合計	6,392,949	6,874,705
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 6,299	△ 8,501
評価・換算差額等合計	△ 6,299	△ 8,501
純資産合計	6,386,650	6,866,203
負債・純資産合計	7,430,593	8,012,717

(2)【損益計算書】

（単位：千円）

		前事業年度 (自　平成21年4月1日 至　平成22年3月31日)		当事業年度 (自　平成22年4月1日 至　平成23年3月31日)
営業収益				
委託者報酬		8,637,673		8,619,288
運用受託報酬		108,227		126,038
営業収益合計		8,745,901		8,745,326
営業費用				
支払手数料	※1	4,414,750	※1	4,301,606
広告宣伝費		123,104		67,247
公告費		2,520		2,744
受益証券発行費		95		―
調査費		835,300		898,998

調査費	85,751	87,937
委託調査費	747,629	809,173
図書費	1,918	1,887
営業雑経費	650,397	640,623
通信費	10,735	11,303
印刷費	164,695	152,354
協会費	9,726	10,102
諸会費	594	594
情報機器関連費	429,265	433,365
その他営業雑経費	35,380	32,903
営業費用合計	6,026,169	5,911,221
一般管理費		
給料	1,313,847	1,315,974
役員報酬	34,470	38,295
給料・手当	1,098,871	1,062,048
賞与	180,505	215,631
退職給付費用	52,327	63,772
役員退職慰労金	1,980	―
福利費	148,136	156,648
交際費	1,771	1,350
旅費交通費	43,688	31,880
租税公課	17,962	17,981
不動産賃借料	238,033	238,033
寄付金	3,745	7,972
減価償却費	58,878	57,385
敷金償却	―	2,804
諸経費	101,459	91,394
一般管理費合計	1,981,829	1,985,197
営業利益	737,901	848,907

（単位：千円）

	前事業年度 （自　平成21年4月1日 至　平成22年3月31日）		当事業年度 （自　平成22年4月1日 至　平成23年3月31日）	
営業外収益				
受取配当金		1,046		1,280
有価証券利息		257		―
受取利息	※1	6,564	※1	14,783
投資有価証券売却益		1,179		756

その他		3,344	1,877
営業外収益合計		12,393	18,697
営業外費用			
投資有価証券売却損		12,836	480
固定資産除却損	※2	1,136	―
その他		820	242
営業外費用合計		14,794	722
経常利益		735,501	866,883
特別損失			
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額		―	6,776
特別損失合計		―	6,776
税引前当期純利益		735,501	860,106
法人税、住民税及び事業税		333,431	377,534
法人税等調整額		△ 30,837	△ 29,183
法人税等合計		302,594	348,350
当期純利益		432,906	511,755

(3)【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
株主資本		
資本金		
前期末残高	300,000	300,000
当期変動額		
当期変動額合計	―	―
当期末残高	300,000	300,000
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	47,500	50,500
当期変動額		
剰余金の配当に伴う積立	3,000	3,000
当期変動額合計	3,000	3,000
当期末残高	50,500	53,500
その他利益剰余金		
別途積立金		

前期末残高	4,100,000	5,100,000
当期変動額		
別途積立金の積立	1,000,000	－
当期変動額合計	1,000,000	－
当期末残高	5,100,000	5,100,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	1,542,542	942,449
当期変動額		
剰余金の配当	△ 33,000	△ 33,000
当期純利益	432,906	511,755
別途積立金の積立	△ 1,000,000	－
当期変動額合計	△ 600,093	478,755
当期末残高	942,449	1,421,205
利益剰余金合計		
前期末残高	5,690,042	6,092,949
当期変動額		
剰余金の配当	△ 30,000	△ 30,000
当期純利益	432,906	511,755
当期変動額合計	402,906	481,755
当期末残高	6,092,949	6,574,705
株主資本合計		
前期末残高	5,990,042	6,392,949
当期変動額		
剰余金の配当	△ 30,000	△ 30,000
当期純利益	432,906	511,755
当期変動額合計	402,906	481,755
当期末残高	6,392,949	6,874,705

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△ 24,962	△ 6,299
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	18,662	△ 2,202
当期変動額合計	18,662	△ 2,202

当期末残高	△ 6,299	△ 8,501
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△ 24,962	△ 6,299
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	18,662	△ 2,202
当期変動額合計	18,662	△ 2,202
当期末残高	△ 6,299	△ 8,501
純資産合計		
前期末残高	5,965,080	6,386,650
当期変動額		
剰余金の配当	△ 30,000	△ 30,000
当期純利益	432,906	511,755
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	18,662	△ 2,202
当期変動額合計	421,569	479,553
当期末残高	6,386,650	6,866,203

重要な会計方針

期別 項目	前事業年度 (自　平成21年4月 1日 至　平成22年3月31日)	当事業年度 (自　平成22年4月 1日 至　平成23年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。） 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。	その他有価証券 時価のあるもの 同 左 時価のないもの 同 左
2 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法によっております。 無形固定資産 定額法によっております。 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。	有形固定資産 同 左 無形固定資産 同 左
3 引当金の計上基準	（1）賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。 （2）退職給付引当金 従業員の退職に伴う退職金の支給に備えるため、当期末における簡便法による退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。	（1）賞与引当金 同 左 （2）退職給付引当金 同 左

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	同 左

会計方針の変更

前事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）
―	資産除去債務に関する会計基準等の適用 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 これにより、当事業年度の営業利益及び経常利益が2,804千円減少し、税引前当期純利益が9,581千円減少しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 （平成22年3月31日現在）	当事業年度 （平成23年3月31日現在）
※1 有形固定資産の減価償却累計額 建 物 38,352千円 器具備品 96,447千円 計 134,799千円 ※2 関係会社に対するものは次のとおりであります。 預金 3,498,856千円 未払手数料 353,462千円 未払費用 119,557千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 建 物 49,316千円 器具備品 113,320千円 計 162,636千円 ※2 関係会社に対するものは次のとおりであります。 預金 3,477,508千円 未払手数料 333,570千円 未払費用 123,687千円

（損益計算書関係）

前事業年度 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
※1 関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払手数料 4,065,257千円 受取利息 1,030千円 ※2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。 器具備品 1,136千円	※1 関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払手数料 3,761,890千円 受取利息 6,579千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

１．発行済株式の種類及び総数

株式の種類	前事業年度末	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,000	－	－	6,000

２．自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

３．当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成21年6月29日定時株主総会	普通株式	30,000	5,000	平成21年3月31日	平成21年6月29日

４．基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当金の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成22年6月29日定時株主総会	普通株式	30,000	利益剰余金	5,000	平成22年3月31日	平成22年6月29日

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

１．発行済株式の種類及び総数

株式の種類	前事業年度末	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,000	－	－	6,000

２．自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

３．当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成22年6月29日定時株主総会	普通株式	30,000	5,000	平成22年3月31日	平成22年6月29日

４．基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成23年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

（1）配当金の総額　30,000千円

（2）配当金の原資　利益剰余金

（3）１株当たり配当額　5,000円

（4）基準日　平成23年3月31日

（5）効力発生日　平成23年6月29日

（リース取引関係）

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
該当事項はありません。	同左

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

１．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金を中心とする安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金については内部留保を充てております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクはきわめて低いものと考えております。また、投資有価証券は非上場株式と投資信託であり、投資信託については四半期ごとに時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

未払金については、全て1年以内の支払期日であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

売上債権の管理については、社内規程を定め、随時確認を行うなどの管理を行っております。なお、未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスクはきわめて低いものと考えております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券投資については、社内ガイドラインにて投資限度額や運用ルール（処分基準）を定めており、投資後も適宜時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価に関する事項

平成22年3月31日（当社の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注２）を参照ください）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金及び預金	5,642,056	5,642,056	―

(2)未収委託者報酬	942,664	942,664	―
(3)投資有価証券 その他有価証券	46,016	46,016	―
(4)未払金	(520,453)	(520,453)	―

(*)負債に計上されているものについては、(　)で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券取引に関する事項

(1)現金及び預金、及び(2)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、投資信託は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式（貸借対照表計上額199,500千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位:千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	5,642,056	―	―	―
未収委託者報酬	942,664	―	―	―

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金を中心とする安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金については内部留保を充てております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクはきわめて低いものと考えております。また、投資有価証券は非上場株式と投資信託であり、投資信託については四半期ごとに時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

未払金については、全て1年以内の支払期日であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

売上債権の管理については、社内規程を定め、随時確認を行うなどの管理を行っております。なお、未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスクはきわめて低いものと考えております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券投資については、社内ガイドラインにて投資限度額や運用ルール（処分基準）を定めてお

り、投資後も適宜時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価に関する事項

平成23年3月31日（当社の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注２）を参照ください）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金及び預金	6,223,302	6,223,302	―
(2)未収委託者報酬	953,916	953,916	―
(3)投資有価証券 その他有価証券	39,590	39,590	―
(4)未払金	(495,343)	(495,343)	―

(*)負債に計上されているものについては、(　)で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券取引に関する事項

(1)現金及び預金、及び(2)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、投資信託は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式（貸借対照表計上額199,500千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	6,223,302	―	―	―
未収委託者報酬	953,916	―	―	―

（有価証券関係）

前事業年度（平成22年3月31日現在）

１．その他有価証券

（単位：千円）

区分	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	5,362	6,387	1,025
小計	5,362	6,387	1,025
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	51,275	39,628	△ 11,646
小計	51,275	39,628	△ 11,646
計	56,637	46,016	△ 10,621

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 199,500千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

２．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
74,035	1,179	12,836

当事業年度（平成23年3月31日現在）

１．その他有価証券

（単位：千円）

区分	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	3,000	3,075	75
小計	3,000	3,075	75
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	50,925	36,515	△ 14,409
小計	50,925	36,515	△ 14,409
計	53,925	39,590	△ 14,334

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 199,500千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

２．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
7,639	756	480

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度 （自　平成21年4月1日 至　平成22年3月31日）	当事業年度 （自　平成22年4月1日 至　平成23年3月31日）
1．採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。	1．採用している退職給付制度の概要 同左
2．退職給付債務及びその他に関する事項 退職給付債務　122,901千円 退職給付引当金　122,901千円 （1）当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。 （2）当社の退職給付債務は退職一時金のみです。	2．退職給付債務及びその他に関する事項 退職給付債務　171,115千円 退職給付引当金　171,115千円 （1）同左 （2）同左
3．退職給付費用に関する事項 退職給付費用　52,327千円 （1）当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。 （2）金額には確定拠出年金への掛金支払額13,326千円を含んでおります。	3．退職給付費用に関する事項 退職給付費用　63,772千円 （1）同左 （2）金額には確定拠出年金への掛金支払額13,307千円を含んでおります。
4．退職給付債務等の計算基礎 当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等については、記載しておりません。	4．退職給付債務等の計算基礎 同左

（税効果会計関係）

前事業年度 （平成22年3月31日現在）	当事業年度 （平成23年3月31日現在）
1．繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳	1．繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳
（繰延税金資産） 未払事業税　15,392千円 賞与引当金損金算入限度超過額　28,726千円 退職給付引当金損金算入限度超過額　50,008千円 有価証券評価差額　4,321千円	（繰延税金資産） 未払事業税　17,667千円 賞与引当金損金算入限度超過額　32,484千円 退職給付引当金損金算入限度超過額　69,626千円 有価証券評価差額　5,832千円

その他　1,025千円 繰延税金資産 合計　99,475千円 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。	その他　4,558千円 繰延税金資産 合計　130,169千円 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 同左

（持分法損益等）

前事業年度 （平成22年3月31日現在）	当事業年度 （平成23年3月31日現在）
該当事項はありません。	同左

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

（関連情報）

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

当事業年度（自　平成22年4月1日　至　平成23年3月31日）
該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）
当事業年度（自　平成22年4月1日　至　平成23年3月31日）
該当事項はありません。

（追加情報）
当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号　平成21年3月27日）及び「セグメント情報の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号　平成20年3月21日）を適用しております。

（関連当事者情報）

前事業年度（自　平成21年4月1日　至　平成22年3月31日）

1　関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	住友信託銀行(株)	大阪市中央区	342,037	信託業務及び銀行業務	直接30%,間接70%	営業上の取引役員の兼任	投信販売代行手数料	4,065,257	未払手数料	353,462
							投資助言費用の支払	609,879	未払費用	119,557

（注）1．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2．取引条件及び取引条件の決定方針等
① 投信販売代行手数料
ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。
② 投資助言費用
各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

（イ）財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

（ウ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
該当事項はありません。

（エ）財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
該当事項はありません。

2　親会社又は重要な関連会社に関する注記
(1) 親会社情報
住友信託銀行株式会社（東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場）

当事業年度（自　平成22年4月1日　至　平成23年3月31日）

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	住友信託銀行(株)	大阪市中央区	342,037	信託業務及び銀行業務	直接30%,間接70%	営業上の取引役員の兼任	投信販売代行手数料	3,761,890	未払手数料	333,570
							投資助言費用の支払	692,451	未払費用	123,687

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

① 投信販売代行手数料

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

② 投資助言費用

各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

（イ）財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

（ウ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

（エ）財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

住友信託銀行株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

前事業年度 (自　平成21年4月1日 至　平成22年3月31日)	当事業年度 (自　平成22年4月1日 至　平成23年3月31日)
1株当たり純資産額　1,064,441円67銭 1株当たり当期純利益　72,151円14銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額　1,144,367円30銭 1株当たり当期純利益　85,292円63銭 同左

（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 （自　平成21年4月1日 至　平成22年3月31日）	当事業年度 （自　平成22年4月1日 至　平成23年3月31日）
当期純利益	432,906千円	511,755千円
普通株主に帰属しない金額	―	―
普通株式に係る当期純利益	432,906千円	511,755千円
期中平均株式数	6,000株	6,000株

（重要な後発事象）

前事業年度 （自　平成21年4月1日 至　平成22年3月31日）	当事業年度 （自　平成22年4月1日 至　平成23年3月31日）
該当事項はありません。	同左

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（イ）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（ロ）運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（ハ）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（ニ）および（ホ）において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

（ニ）委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

（ホ）前記（ハ）および（ニ）に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（イ）委託者の定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

（ロ）訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託者および本ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実は

ありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

①住友信託銀行株式会社（受託者および指定販売会社）

1)資本金の額

平成23年3月末日現在 342,037百万円

2)事業の内容

銀行法にもとづき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）にもとづき信託業務を営んでいます。

②岡三証券株式会社（指定販売会社）

1)資本金の額

平成23年3月末日現在 5,000百万円

2)事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

③中央三井信託銀行株式会社（指定販売会社）

1)資本金の額

平成23年3月末日現在 399,697百万円

2)事業の内容

銀行法にもとづき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）にもとづき信託業務を営んでいます。

④三井生命保険株式会社（指定販売会社）

1)資本金の額

平成23年3月末日現在 167,280百万円

2)事業の内容

保険業法にもとづき生命保険業を営んでいます。

２【関係業務の概要】

（イ）受託者は、以下の業務を行います。

①投資信託財産の保管・管理

②投資信託財産の計算

③投資信託財産に関する報告書の作成

④その他前記の業務に付随する業務

（ロ）指定販売会社は、以下の業務を行います。

①受益権の募集・販売の取扱い

②追加設定の申込受付事務

③受益者に対する収益分配金の再投資事務

④受益者に対する一部解約等の事務

⑤受益者に対する一部解約金および償還金の支払事務

⑥受益者に対する運用報告書の交付

⑦その他前記の業務に付随する業務

指定販売会社によって引き受ける業務が異なる場合があります。

３【資本関係】

受託者および指定販売会社である住友信託銀行株式会社は、委託者である住信アセットマネジメント株式会

社の株式を1,800株保有しております。（発行済株式総数に対する比率は30%です。）その他の前記関係法人と委託者との間に資本関係はありません。

＜再信託受託会社の概要＞

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
設立年月日：平成12年6月20日
資本金の額：51,000百万円（平成23年3月末日現在）
業務の概要：銀行法にもとづき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にもとづき信託業務を営んでいます。

第３【その他】

（イ）金融商品取引法第15条第2項本文に規定するあらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書（以下「交付目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（交付目論見書）」、また、金融商品取引法第15条第3項本文に規定する交付の請求があったときに直ちに交付しなければならない目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載することがあります。（両者を総称して、以下「目論見書」といいます。）
（ロ）目論見書の表紙等に、委託者および受託者のロゴ・マーク、本ファンドの図案を記載することがあります。
（ハ）目論見書の表紙等に投資信託の財産は受託会社において信託法にもとづき分別管理されている旨の記載をすることがあります。
（ニ）目論見書の表紙等に当該目論見書の使用開始日を記載することがあります。
（ホ）有価証券届出書に記載された内容を明瞭に表示するため、目論見書にグラフ、図表等を使用することがあります。
（ヘ）有価証券届出書に記載された運用実績の参考情報のデータを適時更新し、目論見書に記載することがあります。
（ト）目論見書は電子媒体、インターネット等に掲載することがあります。
（チ）交付目論見書の表紙等に本ファンドの投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨の記載をすることがあります。
（リ）交付目論見書の表紙等に委託者のインターネットホームページのアドレスを掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより請求目論見書等を入手できる旨を記載することがあります。また、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含む）も掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載することがあります。
（ヌ）交付目論見書の「手続・手数料等」に、「手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なるので、上限額等を事前に示すことができない」旨の表記を行うことがあります。
（ル）請求目論見書の巻末に、本ファンドの投資信託約款を添付することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月10日

住信アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任
社員 公認会計士 石 井 勝 也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている すみしん DC新興国株式インデックス・オープンの平成22年5月11日から平成23年5月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、すみしん DC新興国株式インデックス・オープンの平成23年5月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

住信アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

委託会社の監査報告書（当期）へ

独立監査人の監査報告書

平成23年６月27日

住信アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽 太 典 明 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 井 勝 也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている住信アセットマネジメント株式会社の平成22年４月１日から平成23年３月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住信アセットマネジメント株式会社の平成23年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月4日

住信アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　　壁 谷　惠 嗣　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている すみしん DC新興国株式インデックス・オープンの平成21年9月17日から平成22年5月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、すみしん DC新興国株式インデックス・オープンの平成22年5月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

住信アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 前計算期間の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

委託会社の監査報告書（前期）へ

独立監査人の監査報告書

平成22年６月29日

住信アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　　壁 谷　惠 嗣　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている住信アセットマネジメント株式会社の平成21年４月１日から平成22年３月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住信アセットマネジメント株式会社の平成22年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。